

令和2年第4回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和2年12月10日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜P 3～P 5 0＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

11番木村明雄君。

（11番木村明雄君 登壇）

○11番（木村明雄君） それでは、昨日に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

まず、農のほうが終わりました、林業のほうから進めさせていただきたいと思います。

足寄町は他の町村から比べて、山林が大変多いわけでありまして、林業関係会社、事業主はどれほどおられるのか、また林業関係で従事者はどれほどおられるのか、まずは伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） すみません、お時間頂きまして、ありがとうございます。

足寄町に就労されている就労者数というのは16人でございます。

事業体については12事業体であります。

以上です。

人数56人、すみません、16と言いました、すみません。56人で、事業体が12事業体でございます。

以上です。すみません。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

それでは、次の質問をいたします。

豊富な森林資源の活用による林産業の活性化とありますが、ここで問題は木材価格だと思います。つい何年か前までは、木材価格が低迷し作業も進まないという話も聞いておりましたが、現在これらについて、木材価格、これは太い丸太もあるだろうし、パルプもあるわけなのだけれども、それらについて平均にならして低迷をしていたのだけれども、今どようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 細かい正確なものはないのですけれども、情報提供していただいている民有林新聞からの情報ということでお答えさせていただきます。

十勝管内のパルプ材につきまして、カラマツのパルプ材につきましては6,000円、それと素材のちょっと分類ちょっと細くなるのですけれども、2.2から2.4メートルが齡級にもよりますけれども、平均値でいけば8,000円から8,500円、それと3メートル60以上が約1万円ぐらいというふうに掲載されております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） それで、例えば3

年、5年前から見て、高くなったのか、低迷して安いのか、その辺もちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

木質バイオマスプラントだとか、そういったことが需要的にいきますと、年々上昇している年数もあれば、ちょっと需要と供給のバランス的と思うのですけれども、過去よりは上がってきているのかなというふうに推測されております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。ということは上がっているということなのですね。そうすれば希望が持てるということになるのかなと思うわけです。

そこで、植林・造林・伐採、これらの作業を進めていく上で、この作業工程について国の補助金がどれほどあるのか、ちょっとその辺もお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

補助金ということで、一応うちのほうとしては事業を執行していくというか、計画していく上では補助金を活用しながら進めております。

その中で、実際にちょっと分類は変わると思うのですけれども、町有林だとか民有林の補助事業に対しては、一応うちのほうとは本当に計画したとおり、満額当たっているかということについては、その年によっては、正直言って、割当てどおりには行っていないというような状況を聞いている年もあれば、国の予算の動向によっては追加補正されていたりとか、そういったこともございます。

ですから、町としてはそういった補助事業を有効に活用しながら進めていこうというふうな計画で参っております。

一方、実は道のほうからの今進めて、道の

単独補助になると思うのですけれども、未来森、これが本年度でちょっと計画が終了するということがあって、これは継続的に要望しながら、どういう方向で具体的に今どうなるかということについてはまだお聞きしていないのですけれども、そういった中で継続した活用をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） それでは、次の質問をしたいと思います。

森林のまち足寄町において、足寄森林組合の製材部門が閉鎖されて何年か経過をしておるわけですが、これについて支障があるのか、それとも何も支障が起きていないのか、この辺についてもちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 森林組合の製材工場がなくなっても既に五、六年ぐらいたつのかなというように思いますけれども、なくなって足寄町にもともと製材工場はまちの中にたくさんあったのですけれども、どんどんどんどんなくなって行って、今、芽登と玉川さん、芽登にあるから松のサトウさんでやっているところと玉川さんぐらしか、なくなってきたというような状況になっております。

そういった部分では、足寄町から丸太が本当は山から切り出されて、製材になって、製材としてまたほかに行っていくということ、そういった部分でいけば、製材工場があればそこで一定の価値が生まれたりだとか、そこからそこで働いている人たちがいたりだとか、そういったことがあって、足寄町にとってのメリットというのは当然あるわけでありすけれども、なくなってもう五、六年ぐらいたつのかなと思いますけれども、そういった部分で一定のそういうことも、大きく言えば影響がだんだん薄れてきているというか、なくなってきたのかなというふうに思ってい

ます。

できればやっぱり地元で丸太が出てくれば、それが地元で製材がされ、そしてそういう製品となって出ていくというのが、やっぱり理想的ではあるのかなというように思いますけれども、なかなか製材工場だとかをやっていく上での経営的な部分だとか、そういったものを考えていくと、なかなか大変だというようなことで、昔本当にいっぱいあった製材工場が、足寄町にいっぱいあった製材工場がなくなってきているという傾向というのはやっぱりなかなか経営的に難しい部分というのがやっぱり出てくるのかなといったところなのかなというように思っています。

ですから、本来でいけばあったほうが良いと思いますけれども、なかなかそれをやれるような状況ではないというところで、それも一定程度の期間もたってきていますので、影響的には少なくともというか、なくなってきているのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

それではここで4番の医療・介護・福祉の問題、そして5番の特別養護老人ホーム、この2つの問題については、私の所管関係でありますので、差し控えさせていただきたいと思えます。

次に、温泉源を利用した町民公衆浴場建設に向け努力いたしますとありましたが、この件については昨年の12月、浴場に関わる特別委員会を設置し、井脇委員長の下、委員皆さんが数回にわたり、協議・検討を重ねた結果、場所的問題、予算的問題があり、委員の皆さんも我が町には浴場がない、必要ではあるが身の丈にあった浴場でなければならぬ、様々な事案を考慮し、まずは一旦打切りとなりました。その時点では、浴場に関しての反対者はおりませんでした。町なかの浴場を希望する多数の方々の意見をお聞きいたしました。

私は3月議会において、我が町の観光と浴場施設問題について提案を、質問をいたしました。その後私の意見に賛同する3名の議員、有志の皆さんが現れ、管内外において、温泉に関わる情報収集と現地研修を4人で勉強させていただきました。

今年の5月でしたが、旭川方面へ2泊3日で研修拠点を置きホテルも予約をいたしました。コロナの影響もあり万が一を考え、残念ではありますがホテルをキャンセルし中止といたしました。

そこで、お伺いをいたします。

この浴場問題についてはどのように考えているのか、コロナ禍であって一つも進んでいないのか、それともコロナ禍であっても内部協議を進めているのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 温泉源を利用した浴場の関係でありますけれども、昨日榊原議員さんにの一般質問の中でも御答弁させていただいたとおりでありますけれども、今年に入って検討を進めていこうというように考えていたところでありますけれども、この新型コロナウイルスの関係もあつたりとかして、なかなか検討が進んでいなかったというような状況でありまして、庁内、役場の中で関係課長集めての検討会議を再開をしたばかりでありまして、またこの後また検討を進めていくということで考えているところであります。

昨日もお話しさせていただきましたけれども、いろいろといろいろな意見ございます。ただ、私として考えているのは、やはり足寄町内に公衆浴場がなくなったという部分で、そういう公衆浴場に代わるもの、そういったものを建設してはどうかというように考えているところでありまして、あまり観光だとか、そういったところまでの考え方は今のところなく、議会の特別委員会の中でもいろいろと検討していただいて、頂いた報告なども参考にしながらまた検討を進めていきたいと

いうように考えておりますし、昨日いろいろと町民の方たちからもいろいろな意見がありますよというようなことも聞いておりますので、今のコロナウイルスの時期でありますけれども、そういったものにも対応できるような、そういったものをつくっていかねばならないかなという部分もありまして、検討をなるべく早く進めていきたいなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） ここで、やはり私も出る機会もあるということで、いろいろと聞いたところによりますと、町民の何名かの皆さんに聞かれました。「足寄町に温泉ができる」と期待をしていたのに、2年もたつのに町長の方針が見えてこない」「浴場建設について町長はやる気があるのかなのか、どちらなのさ」「私の生きているうちにできるの」と、私に問われても私はそれについての返答はできませんでした。むすびれっじを利用している方々もおりながら、浴場を求める人は数多くおり、他町村にまで足を運んでいる町民も多数おられると。

町長の公約の中で、温泉源を活用した町民公衆施設に向け努力いたしますとあれば、これを見た町民は、明日にでも浴場が欲しいと期待をするのではないのでしょうか。そこで町長にお伺いをいたします。

町長の判断で、やるのかやらないのか、やるのだとは思っただけけれども、その辺について、やるとすれば集客力、場所、規模、予算と様々な課題があるかと思えます。これについて、規模の問題もあるかと思うのですが、その辺についてちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 2年たちましたけれども、2年たっていないかな、まだ1年半ちょっとぐらいいすかね、ぐらいたっていますけれども、まだ結論としては出ていません。それで、私も努力をしますということで

お話をさせていただいて、そういう方向で努力はさせていただいております。いろいろな検討をさせていただいております。それから議会のほうにも、お話をさせていただいた部分などもありますので、何もしていないということではございません。それは御理解いただければというように思っております。

中身は先ほども言いましたように、もともと私考えていたのは、観光だとかそういった観光客の方だとか、そういった方たちまでを集客というか、対象としているということではなくて、町民の方たち、それとあと足寄に來られた方で、例えばキャンプに來られた方だとか、そういった方たちがちょっとお風呂に入れる、そういうような場所があればというように考えておりましたので、そんなに大きな規模ではなく、経費等もいろいろかかりますので、そんなに大きなものではなくて、なるべく経費がかからない温泉をというか、お風呂をというように考えていたところでありましたので、そういったことも含めて検討してまいりました。

去年民間の方から、そういうことであれば、町がそういう温泉を考えているのであれば、町民の方たちのため、それから地域の活性化にもつながるようなものやってもいいよというようなお話もあって、それはそれで当初私が考えていたものとはちょっと違うのですけれども、でも地域の活性化だとかにもつながっていくようなものであれば、それは少しお金がかかっても必要なのではないかな、必要な建物になるのではないかなというようにも考えてもいたところでもあります。ただ、議会の皆さんともいろいろと相談させていただきながら、やはりあまりお金のかからないというか、そういうそれが多分身の丈に合ったというような表現になるのかなというように思いますけれども、そういったものをということになりました。

そういう報告も頂きましたので、そういった意味では、最初に戻っていくというか、住民の皆さん方にとって必要なお風呂をという

ような、そういう考え方にまた戻っていくのかなというように思っておりまして、そういう方向で検討したいなというように思っています。

やはり昨日の榊原議員さんのお話にもありましたように、やっぱりその入浴料だけでペイできるようなお風呂というのは、それだけではなかなかペイできないというような状況でありますので、当然その運営経費についても町からの一定の支援もしなければ、支援というか、町がやるとすれば、直営でやるとすれば、当然その経費というのは町が全額出さなければなりませんし、そういったことも踏まえて検討しなければならないという部分もあって、簡単にこれでいいのではないとかということで決められない部分もやっぱりあるのかなというように思っておりまして、多少時間はかかっております。

ただ、昨日榊原議員さんにもお話ししましたけれども、そういう町民の方たちの声などもありますし、町民の声もいろいろありますからね。ぜひつくってほしいという声もあれば、本当に必要なのかという、そういうような意見も当然ありますので、いろいろな方たちの意見を聞きながら、そういったことを勘案しながら進めていきたいなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 様々な難問があるわけなのですが、まず町長にはもう少しスピード感を持ってほしいなと、そんなような気がしたものですから、私は浴場問題について、今こうして質問をしておりますが、これは浴場問題に限らずいかなる問題においても言えることは、渡辺町長は誰が何といおうと、足寄町の町政を担う第一人者であります。町長の発言は誰にも言える発言ではなく、誰よりも重い発言であります。足寄町のため、町民のために、幸せを願う意見、発言であれば、当然渡辺町長を中心に職員も、また私たち議員も一丸となり、この難題、難問

を解決するために全力で前向きに努力をしなければならぬと考えるわけであります。

本当に大切なことは、長いようで短い、この一期4年の2年がもうすぐ経過しようとしている今日、折り返し地点に来たということです。

足寄の未来につなぐまちづくり、これは渡辺町長の大きな町民に対しての公約、約束事でもあります。私は3月の一般質問にも発言をしていると思いますが、ここでもう一度言わせていただきます。

この言葉はリーダーの皆さん、そして議員の皆さんにも当てはまる言葉ではありますが、今回は渡辺町長に言わせていただきます。「今やらねばいつできる、わしがやらねば誰がやる」そういう言葉がありますが、まさに渡辺町長にしかできない、足寄町にぴったりの渡辺町長にぴったりの言葉だと私は考えます。踏みとどまることなく、自分に自信を持って行動していただきたいと考えているところであります。

浴場について、前向きな考えをもう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろと決断しなければならないものいろいろありますけれども、やはり時間をかけてゆっくりと決断をするものと、それから即決しなければならないものと、いろいろなものがあると思いますので、全て早ければいいというものではないと、私は思っております。

したがって、今までお話もありましたけれども、やはり今後将来に向けてどうなっていくのかといったことも考えなければなりませんので、そういった意味では、そのときの勢いで即決めるということが果たしてそれが正しいのかどうかというのも当然ありますし、それが当然当たる場合もあるし当たらない場合というのも当然出てきますので、やっぱりなかなか決断というのは難しいなというように考えているところであります。

一定程度、将来的にも、議会の皆さん方も

いろいろと議論していただきましたけれども、将来に向けて一定の期間というのが出てくるわけですから、そういった意味では、やはり本当にこれをつくっていいものなのかどうなのか、将来にわたって負担が少なくて済むのはどういう方法がいいのかとか、そういったことを含めてやはり検討する必要があるのだろうというように思っているところがあります。

そういった意味で、多少時間かかっておりますけれども、ただどこかでは決断をしなければならないわけですから、その決断というのはやはり早くしなければならないのかなというようには思っているところであります。

ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが、以上でございますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 私も安久津町長の頃から一般質問をさせていただいているわけで、これでもう3回目ぐらいきっとこの温泉の問題ではしているのだと思うのですが、そこで少しでも早く町民が待っているということがありますので、町長には考えていただきたい。一日も早い町民が望んでいた浴場ができてくれればなど、そんなことを考えているところでもあります。

最後に、苦勞したけれども足寄町に住んでいてよかったと、そんなことの言えるようなまちになるよう、そんなことを祈りながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、11番木村明雄君の一般質問を終えます。

次に、6番熊澤芳潔君。

（6番熊澤芳潔君 登壇）

○6番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しを頂きましたので、通告書に従って一般質問をいたします。

質問事項でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大による対策について。

質問の内容でございます。

12月1日、北海道は感染者が新たに206人、死者14人と感染拡大が続いている。国内感染者は2,019人、死者33人と最多となった。十勝では11月23日に清水町役場内で7人の感染者が発生し、管内2つ目のクラスターとして報告された。

札幌市では、緊急事態を視野に接待を伴う飲食店が休業要請になるなど、緊迫した事態となってきた。

ユニセフ国連児童基金は、新型コロナウイルス感染のうち、11%が20歳未満の子供と青少年だとする報告書を発表、このことも見逃せない内容だと思う。

PCR検査について、国内実施件数は409万5,738件とされているが、足寄町の検査の実態も心配です。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から提言（令和2年10月23日）があり、感染リスクが高まる「5つの場面」が言われたが、①つ、飲酒を伴う懇親会など、②つ、大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり、このようにお店側、利用者側の提言が言われており、感染リスクを下げながら食事を楽しむ工夫が求められているが、足寄町としてリスク回避のための指導徹底が必要で、そのためには支援も必要だと思うが、次の点についてお聞きしたい。

1、政府への新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言で、「5つの場面」について、国民社会に幅広く伝わるよう発信していただきたいとされているが、その対応は。

2、飲食業、サービス業への感染対策の周知徹底は。

3、子供を含む未成年者への感染対策の周知徹底は。

4、清水町役場庁舎内でクラスターが発生し、29人が感染、庁舎が閉鎖されたが、日々の情報が変化する事態において、町民に分かりやすい情報発信や検証も必要かと思うが、そのためにも特別専門部署を設けてはど

うか。

5、新型コロナウイルス感染拡大により、飲食業、サービス業者の大幅な減収が見込まれると思うが、1年のうち年末年始にかけて収入が特に大きいことから、経営のさらなる悪化が懸念され、行政の支援が必要不可欠と思うが、支援体制については。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 熊澤議員の新型コロナウイルス感染症拡大による対策についての一般質問にお答えします。

1点目の感染リスクが高まる5つの場面についての周知についてですが、本町においては北海道における集中対策期間の取組と合わせてホームページに掲載し、周知を図っております。なお、感染リスクを下げるための基本的な感染予防対策であるマスク着用、小まめな手洗い、定期的な換気、人との距離の確保などについては、広報あしよろや防災行政無線等を通じて継続的に啓発をしているところです。

2点目の飲食業、サービス業等への周知徹底につきましては、事業者に対して適切な取組を行うよう、北海道が働きかけを行うこととなっておりますが、本町におきましては、北海道等からの通知を随時足寄町商工会へ情報提供しているほか、飲食業及び宿泊業の事業者に対し、業種別ガイドラインに沿った取組や新北海道スタイルの実践、集中対策期間における感染予防の取組等について直接周知を行い、感染予防、拡大防止について協力をお願いしております。

3点目の未成年者への感染対策の周知徹底についてですが、小中学校においては児童生徒に対し、マスク着用や手洗い、定期的な換気など、感染予防についての指導、対策を日々行っているほか、足寄高校においても同様の対応を行っていると考えております。また、学童保育所等においても、児童に基本的な感染予防対策の徹底について指導を行って

おります。

4点目の特別専門部署の設置についてですが、本町におきましては町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、定期的に情報共有を図って感染予防対策等を行っていることから、現在のところ専門部署の設置については考えておりませんが、今後も国や北海道など、関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報の収集を行い、町民の皆様への情報の提供や相談窓口の周知に努めてまいります。

5点目の新型コロナウイルス感染症拡大による飲食業、サービス業の今後の支援についての御質問ですが、熊澤議員の仰せのとおり、コロナ感染拡大が止まらず警戒ステージが上がったため、年末年始の忘年会や新年会等の宴会を自粛する傾向が強まっており、大幅な収入減が想定されます。事業者におかれましては、新北海道スタイルの実践等の感染症対策をしっかりと行っていただくほか、町民の皆様にも新しい生活習慣を実践し、町内店舗を引き続き利用していただくよう周知してまいります。

今後においては、国の3次補正予算が予定されていることや、北海道の対応、感染拡大の状況を注視し、足寄町商工会を中心に関係機関と連携し、町内事業者の状況について情報収集しながら、地域経済への影響を最小限とすべく取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 大体内容分かりました。

それで、再質問ですけれども、一つずつ進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町長のほうから、1番目はいろいろな形で周知しているというようなお話でございますけれども、感染リスクが高まる5つの場面、

私も実はスマホなのですけれども、読ませていただきました。中身を読みますと、非常にリスクをなくすだとか、リスクを下げるだとかという内容が、非常に内容の濃い内容であると思っていますけれども、それで周知、掲示だとか周知のことについてちょっとお聞きします。

これは今私の言った5つの場面については、非常に必要だなということをお願いするわけですけれども、例えば会社だとか学校や人の集まる場所など、行政も関連団体もそうだと思いますけれども、コロナ禍の中でこういった部分についてはどのぐらいの、何か所ぐらいに周知をしているのか。それと、周知の方法や何かもどうなのかということ若干お聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 周知の方法についての御質問にお答えしたいと思います。

まず掲示なのですけれども、各公共施設のほうにポスターのようなものを貼らせていただいています、例えば相談窓口の周知ですとかをさせていただいております。

次に、自治会回覧とか、今回覧ではなくて広報紙のほうに情報を集約してお知らせをしておりますので、広報紙のほうに定期的に感染予防の方法ですとか、そういうものを載せております。

また、学校とか、あと学童保育所とか、あと保育所、そういうところにおきましては、保護者様宛てに定期的にお便り等が出されておりますので、そういうような周知をさせていただいております。

あと、全体的な関係としましては、防災行政無線で随時、少し間を空けてずっとではなくて、少し3日間ぐらい集中的にやって、少し空けてまた3日間ぐらいというような、例えば土日にかけて放送するような感じで、町民の皆様呼びかけをしているところです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） ぜひ、私読ませても

らって非常に中身のある5つの場面だなと思っていますので、できれば学校だとかも当然そうなのですけれども、周知をしていただければなというふうに思っていますので、読んでいただいて、よろしくお聞きをしたいなというふうに思います。以上で終わります。

それから2番目ですけれども、2番目に入ります。

飲食業、サービス業の対策の関係だったのですけれども、お客様から安心して使っていただくために十分な感染防止対策を指導しているというふうには思いますけれども、内容の周知の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、私も他町村へ行く機会があって、その際、飛沫感染予防対策を見せていただいてもらう店もあるのですけれども、例えばマスターだとか従業員のマスクの着用、それから施設内で見せてもらって、アクリル板の設置だとか、それからつい立て、パーティションだとか、お客様から帰った後の消毒など、結構行き届いているなというふうに思っています。今日も議会の事務局長さんが、一人一人質問終わった後、消毒をしているところを見ますけれども、こういったことが、全町的に徹底されることが私は望ましいのかなというふうに思っていますけれども、町の検証も含めて、行政としてはどう評価しているのか。結構恐らくこのようなコロナ対策の中では、検証も含めてやっているのかなという気がしますので、どういう評価をしているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 町内の飲食店のほうには、今まで2回直接お手紙を差し上げてまして、そこで新北海道スタイルですとか、新しい生活様式の関係ですとかを周知させていただいているところなのですけれども、そこのお店を利用される方もそういうところを選んで飲食されてくださいみたいなこともございまして、町内の事業者の方にはそういうことに取り組んでいただいているというふうに思っております。もしくは、できる

範囲で努力をしていただいているのかなというふうに思っております、そこのお店ができていとかできていないとかというような個別の評価はしておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

なかなか地域の店のこと、評するのは難しい部分があるかと思えます。ただ、私ははっきり言って、このコロナ禍の中でだんだんだんだん緊張感がなくなっているのではないかなというふうには思っています。ということは、全部が全部の店を私は見ているわけではないものですから分からないのですけれども、やはりマスクをではどうなのかとか、当然パーティションつけるとかというようなことは、帯広は結構つけてますよね。だけれども、足寄町はこういったものをつけている店はあるのかなというふうに思うのですけれども、これが必要でないかどうかは別にしましても、こういったことを見ますと、若干緊張感が薄れてきているのかなというふうな気がします。

これ本当に結構十勝管内でも増えていますので、こういったことも含めてさらなるやっぱり指導が必要でないかなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、3番目に入ります。

日本医師会の中川俊男、なかがわとしおと読むのだと思うのですけれども、会長の話で、感染者は4月に第1波、8月に第2波、12月に第3波と言ってもよいのではないかということ言われていますけれども、第3波の特徴は家庭内に感染が広がっている、このことは職場など会食を経由して高齢者への感染、そして無症状への比率が増加していると言われております。残念なことに、御承知のように12月3日には11歳の子供が日本初の死亡が確認されたことが発表されました。世界的に見ても、11%が子供を含む未成年者の感染と言われておりますので、これらのこ

とから子供たちの感染の対策の強化は必要なのだろうなというふうに思っていますけれども、これは足寄町の子供たちは子育て支援センターだとか、当然学校に行っていますけれども、その中で若干そういったことは指導なり、感染なりの対策はしているのだろうなと思えますけれども、ただ中には行っていない方もいますし、また今中川会長のお話のように家庭感染になってきたということですので、こういったことも重要なことだと思いますので、これらのことについての感染予防対策というのはどのような方法で行われているのかお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） お答えします。

今、保護者の関係についての感染対策というふうなお話だと思いますけれども、児童生徒の関係も含めると、道教委のほうからいろいろ通知が、感染対策上の通知が来ております。その関係については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル学校の新しい生活様式ということで、十分に感染対策を図りなさいということで教育委員会に来たものを各学校長のほうに送っております。

その中で、特に保護者向けということで、保護者バージョンで道教委が作成したものがございまして、その中で、先ほど行政報告で言われました基本的な対策の関係も含めて、当然手洗いの関係、マスクの関係、そして換気の関係等注意をするようにということで、保護者向けに来ているバージョンのチラシ等を児童生徒が通っている保護者向けについては通知をしているところです。それで、感染予防に万全を期していただきたいということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

私、学校関係についてはどのような形で報告されているのかちょっと分かりませんが、いずれにしても、今言ったように、家

庭内の感染が増えてきたということですので、特別にやっぱりそういった指導も、特に子供たち、将来を担う子供たちですので、そういった意味では、特別な感染予防も必要なのかなと思いますので、よろしくお願いをしたいなと思ってございます。

それから、次に参ります。

5番目でございます。

これは飲食店、さっきいろいろありましたけれども、飲食店だとかサービス店などの支援についてなのですけれども、質問の内容のほうに書きましたけれども、1年の中で飲食店リサーチの調査で、約70%の売上げが多い月が12月、北海道で恐らく1月も入ってくるのだらうなと思いますけれども、この時期にコロナ禍の現状では大幅な減収が予想されるということでございますけれども、若干店の方にお聞きしますと、やっぱり北海道、町村の支援で今日まで経営を何とか維持してきたと、このままでは経営継続が難しいのではないかと聞かれます。先ほど2番目で感染症対策の部分で費用もちょっと対策も言いましたけれども、費用も出てこないぐらいだということでもいろいろございますので、支援対策も確かに緊急事態を要することではないかなと思いますけれども、国、道もあるのですけれども、こういった細かい、小さいといいますかね、そういったことについては町独自でも支援があってもいいのではないかという気がしますが、そういったことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

この間、3月以降の緊急事態宣言以降、足寄町も事業給付金だとか、いろいろと継続支援、家賃助成だとか行ってきております。

熊澤議員仰せのように、年末年始等の忘年会だとか新年会、これがやはりこのコロナ禍の感染拡大の影響によって、やっぱり自粛に伴ってやはり人の流れというか、店に行く方が少なくなっているということでありま

す。この状況を確認に、忘年会だとか新年会がキャンセルというか、そういったことでなくなった減収に対して、町のほうも決して、何というのかな、札幌、今札幌のように全ての自粛というか規制がかかっているわけではなく、少し正直言って今の状況の中、飲食店等を含めて、今まで10人ぐらい来たのが1人か2人ぐらいは来ているというような状況でもあるのかなと。でもやっぱり収入減は激減していくということが考えられるということからも、やはりここにも書いてありますけれども、商工会、関係機関等中心になって、どの場面でどのタイミングで支援をしていくかということについてやっぱり協議して決めていって、どういうふうな形の支援になるかということも含めて協議しながら進めて、きちんと支援できる体制づくりを進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） ちょっと失礼しますが、今言っていることは5番目のことだったので申し訳ないのですけれども、今5番先に今話したものですから、5番目について。

なかなか地域というのは、このコロナというのは道が中心となってやっているようでございますので、そういうことになると、経営者の皆さんが道に要望だとか何だとかと、こういったものがなかなかできないのかなという気がいたします。そういったことも、もちろん飲食店等の考え方もお聞きしながら行政は道なりにお話をするのだらうと思っておりますけれども、なかなかそこもつながらない部分もありますので、やはり独自でやる部分はやっていただくということが望ましいのかなという気がいたしますので、お聞きしました。

それから、失礼しました、4番目でございます。

これは清水町の関係、役場の関係でございますのでお願いをいたします。

専門部会、今町長から必要ないというか、考えていないということのようでございます

けれども、昨日の、今日もそうだったかどうか分かりませんが、一般質問の中で町長は、コロナ禍の中で大変忙しいのだということは言われましたよね。ただ、忙しいことは忙しいとしても、このコロナ禍の内容というのは専門的な部分も結構あるのかなという気がしますし、それからやはりさっきもちょっとお話したのですけれども、失礼なのだけれども、検証もやっぱりならないと、町民の中から1人でも出てしまうとやっぱりこれは大変なことになる、当然周りはそののですけれども。そういったことからいうと、専門にこのことをやってみる方が必要なのだろうなど。確かに町長と、町長含む専門の方が協議しているといいますけれども、専門に歩くということまでやらなければならぬのではないかなと私は思うのですけれども、そういったことで専門部署をぜひつくっていただいて、町民に発信していただきたいというふうに思っています。

再度ちょっとお聞きしますけれども、お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 新型コロナウイルス感染症に対する特別、そういう専門の部署をつくってはどうかというお話でございますけれども、先ほどお答えしましたように、対策本部会議というのをきちんと開いておりまして、そこは役場の課長全員が入っている、そういう会議でありまして、中心になるのは福祉課が中心になるわけですが、あとそれぞれ各課によってそれぞれの今までのやっている仕事の中での、それに対するコロナに対応する仕事というのはそれぞれやるというように形で行っておりますので、基本的には福祉課を中心にしながら各課、言ってみれば役場全体でこの新型コロナウイルス感染症に対する対応をしているということになっております。

専門部署といっても、つくるとしても、なかなかその専門の方というのはなかなかいるかというとなかなかいない部分もありまし

て、そういった部分では福祉課が保健師さんだとか、そういった方たちもいて、そこが事務局になるという形でやるということで、専門的な知識も多少、全てあるわけではないですけれども、持ちながらやっていくという形にしています。

そして、例えば先ほどもありましたように、商工会の方々だとかということになると経済課が対応するだとか、いろいろ公共施設だとかにそういった周知のためのポスター貼ったりだとかとなると、それは総務課のところだとかというようなことで、それぞれ役割分担をしながら、専門的にそれだけやるということではなくて、それぞれ今までそれぞれ分担しているところを、それぞれ役割分担しながら取組を進めているということにしております。

基本的に専門部署みたいのを設けてもいいのですけれども、結局そこに張りつけるだけの人的な余裕というのはなかなかないという部分と、それとやはり最終的に事業をやる、何かをやるとなったときにはやっぱりそこだけではできませんので、やっぱり今まで一番関わりのあるだとか、そういった部署がその業務を担当するというようになってきますので、そういった意味では、今やっているような事務局を福祉課が持って、それぞれ役割分担しながら、それぞれの任務分担をしながらやっていくという形のほうがよりスムーズに進んでいくのかなというふうに思っていますし、それぞれ何かあった都度、それぞれに集まっていって情報共有しながら対応していくということにしておりますので、今のところ専門部署をつくらないとならないというような状況ではないのかなというように考えているところであります。

そんなことで御理解いただければというように思います。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

私は専門部署みたいな形でやはり徹底してやれる値のある問題ではないかなというふう

には思っていますので、今後足寄町から1人でも感染者が出ることをないように、徹底した対策また予防をお願いをしたいというふうに思っています。

それから4番目でございます。申し訳ございません。4番目は清水町の役場の関係でございます。

まず、清水町の役場でクラスターの原因があったかと思えますけれども、このことから足寄町として改善点は何かあったのかどうか、また内容がお聞きしたいと思いますけれども、そういったことで改善点が何かあったのかどうかお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

清水町役場の関係でありますけれども、どういう原因でクラスターというか、大量に感染者が出たのかというようなことについてはちょっと伺っておりませんので、どういうことであのような形になったのかというのはちょっと分かっておりません。ですので、そのことに対する対応だとかという部分というのは特に考えていませんけれども、ただそういうことが起こり得るということですので、今どこで感染になるか分からないという部分がありますので、清水町で起こったことは足寄町でも起こり得る可能性は全くないとは言えないということでありますので、十分にこれは気をつけていかなければならないことなのだなというように思っています。

清水町の場合ですと、全部で30人ぐらいの方が感染をしたということで、役場の中も、それからほかの外部も全部PCR検査だとかそういうのをやりながら、陰性になった、きちんと確認がされた人たちから復帰をしながら役場も立入禁止だったのが再開できるだとかというような形になっていると、これは新聞だとかも報道で見るとは限りなのですけれども、そういったことを考えていくと、やはり同じようなことが起こらないように、やはり役場の中でできる限りの感染防止対策と

いう部分をやっていかなければならないかなというように思っているところであります。

前にもお話ししたかなというように思いますが、役場の中での感染予防対策、基本的な感染予防対策をまずはきちんとやろうというところがまず一つかなと。それから、その次に環境ですね。今、窓口のところでお客さんのところと役場の事務室のところに分けるパーティションみたいなのを設けておりますけれども、事務室の中のところではそういうものがないので、そういったものは本当に必要なかどうかというようなところを検討もしているところですし、それからさっきの基本的な感染予防対策といった部分では、それぞれ今役場の入るところに消毒薬を置いて、入ってくるときに手を消毒していただくことをしていますけれども、事務所の入り口だとか、それから事務所の中でも小まめに消毒をしていただくような形の消毒薬を置くですとか、そういう基本的な対策を取り組んでいますし、そういう基本的なことをまずはきちんとみんながやっていこうと、職員みんながやっていこうというようなことを確認をしているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

もちろん基本的なことをまずやることは大事なのですけれども、ただ町長、私、十勝管内の長とたまたまお集まりになることがあると思うのですけれども、町長ぐらいはどういった原因だということが分かってもいいのではないですか。何か問題なのか。問題ないわけですよね。ですから、いや、知っているのかな、聞いているのかなとは思いますが、新聞でも若干出たような感じもあるのですけれども、やっぱりそういったことぐらいは町長トップ同士でお話をして、お互いに町村同士が感染拡大しないようにやろうやとか、そういった形にはなっていくのだらうと思いますので、ぜひそういったことも含めて、いろいろな部分でもそうなのですけれど

も、やっぱり十勝管内は十勝管内できちんと共有し合うと、こういったことが大切でないかなと思いますので、ぜひ今後1人でも出ないためにもそのぐらいのことは必要でないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、足寄町の職員などの出張だとか、それから旅行などに係るコロナ感染拡大防止のための何か決め事というか、規約、規則ですか、そういったものがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 足寄町の対応としまして、ふだんからの小まめな消毒ですとか手洗いですとかのほかに、出張に関しましては、感染リスクが回避できない場合は、札幌市など、今は東京とかも感染拡大しているところへの出張は不要不急の場合を除き控えるというような形で、それぞれの地域、ステージに応じて判断をするという形になっています。

出張命令は十勝管外は課長もしくは私のほうに来ますので、そこで最終的な判断しますが、今のところ、もうここ一、二か月は一般職員の札幌出張とかはないような形になっているかというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

それでは次に、それからPCR検査の関係でちょっとお聞きしたかったのですが、PCR検査、抗体検査は、ちょっとお聞きした中では自分でも自宅でも検査ができるというようなことが聞いたのですが、それはどういうことなのか、またこのことは町民に周知だとかはしているのかしていないのか、内容をちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） PCR検査、抗原検査と抗体検査ですかね、そういうような関係につきましては、任意の検査でできるというような情報がございます。新聞とかテレ

ビとか、例えばインターネットとかでも出ているのですが、自分でキットを取り寄せて、そして唾液等を送り返して検査をして検査結果が分かるというような仕組みができておりますけれども、それについては各業者さんというのでしょうか、そういう検査をできるような事業所が任意でやっているものでございまして、町のほうでそれを広報するというようなことはしておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

それから、たまたま今日新聞で上士幌町は町民のPCR検査の助成が出ました。本別も何か考えているようでございますけれども、足寄町は町長どうですか、考えられることなのでしょうか。お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 熊澤議員の質疑中でありまして、ここで暫時休憩をいたします。11時30分まで休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁から始めます。

町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） PCR検査でございますけれども、今回の議会の補正予算の中にこの予算を少し盛っております、国の補助を受けて新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化しやすいという、そういうリスクの高い高齢者を対象にして、任意でPCR検査を受けていただいた場合、そこに助成をするという予算を今回の補正予算の中で見させていただいております。

対象者については65歳以上で高血圧、糖尿病等の基礎疾患を持っている方ということになりまして、希望者がいらっしゃったらあらかじめ申込みをしていただいて、協力医療機関に検査を受け、この協力医療機関でありますけれども、これは帯広の病院というようになるのですが、そこと町とで協定を

結んだ中で、そういう病院で受けていただくというような形になります。

それで、費用については2万5,000円ぐらいかかるようなのですが、自己負担5,000円で2万円については補助と、その補助の中で町の負担とそれから国の補助金をもらってというような形で実施をするということで、補正予算を組まさせていただきますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 足寄のことは分かりました、足寄のことについてはお聞きしました。

それで、新聞の中身については、そうでないのかなという気がいたしますが、今言った、町長の言った以外の方々、一般の方々、その方に対して、機器の導入に補助だとか、それから検査についての負担だとか、補助だとか、助成というか、そういう形で上士幌町は進めるというような文章であるのですけれども、そこら辺はちょっと町長どうですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたように、足寄町としてはこういうことを考えていますよということでありませう。

上士幌町は上士幌町ですから、ということで、町としては、足寄町としてはこういうことを今考えていて補正予算を組まさせていただきますということでありませう。

任意で、先ほどお話ありましたけれども、任意で取り組むと、そういうPCR検査をやっただけというところもあるようですので、そういった部分は今町としてPRしているわけではございませんけれども、今後そういうものがもっと一般的な形に、何か値段も非常に安くできたりだとかするようなことも、テレビなど見てますと、されて、東京のほうだとか、そういったところでもありますけれども、というようなこともありますので、今後どうなっていくのかといったところ

はちょっと今後の経緯を見ながらということになるかなというように思っています。

いずれにしても、ワクチンがいつ頃皆さんにまで行き渡っていくのかなといったところもやっぱりあるのかなとも思いますけれども、そういうものがあって、PCR検査だとかそういったものがあって安心だとかできるだとかというようなことが今後も考えられるのかなというようには思いますけれども、ちょっともともと今回も2万5,000円ぐらいの金額かかるといっているところが、最近の報道など見てますと、非常に2,000円だとかぐらいだったら、それぐらいだったら誰でもできるかなというような状況も何かできつつあるのかなというようなところで、非常に大きくまた変わっていく状況もあるのかなというように思いますので、それについては今後の経緯を見ながらと、見ていきたいなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

いずれにしても、ちょっと食い違いちょっとあるのですけれども、いずれにしてもこういうことが他町村でも始まっていくよということになりますと、恐らく足寄町も考えていかなければならないとなるのかなという気がしているものですから、ぜひ他町村のこともよく見ていただきながら、足寄町もある程度考えていただければなというふうに思っておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

それから最後です。

最後なのですけれども、質問の中でも、今のコロナ禍の中で、大変な事態、拡大がされてきている中で、マスク、マスクで1年が終わりそうなのですけれども、しかも息苦しい年と、苦しい年ということで終わりそうなのですけれども、来年ぜひ幸せ多い1年になってもらいたいなということで、ぜひ明るい話題で締めていったほうがいいのかというふ

うに思いまして、もちろん多くの事業が1年間の中で中止になってしまったということでございますので、そういった意味からもぜひ外でできる事業は何かということを考えましたときに、他町村でもやっているのですけれども、クリスマスツリーだとか、それからクリスマスイルミネーションの設置だとか、そういった形で明るい話題で終わらせたいなと私は考えるのですけれども、このことについては町長はどういう考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話あったように、1年の締めくくり、ずっと暗い話題で終わるのではなくて、明るい話題でというようなことでありますけれども、やはり一番いいのはやっぱりそういう明るい話題で終わって締めくくりたいものだなというように思うところであります。

ただ、やっぱり人がいっぱい集まるようなことだとか、そういったことというのはなかなかできないような状況でありますので、そういう密にならないですとか、コロナウイルスの感染拡大につながらないようなことがあれば、そういうことで何か明るい話題で締めくくればいいなというようには思っております。

1年間本当にコロナウイルス、コロナウイルスでずっと過ぎていきますけれども、足寄町内で、ではずっとコロナウイルスだったのかということではないのだというように思っています。例えば最近でいけば、チーズでしあわせチーズ工房が日本のチーズのコンテストでグランプリを取っただとか、そんな話もありますし、それから子供さんたちがいろいろな大会で活躍をしてきただとか、足寄高校の野球部が1勝できたとか、いろいろな明るい話題というのは拾い上げれば全くないわけではないわけでありまして、決して足寄町が、確かにコロナウイルスであり明るい話題はなかったかもしれませんが、拾い上げればたくさん明るい話題もあるなというように思っておりますので、御理解いただけ

ればというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） ぜひ、やっぱり話題で、明るい話題で終わりたいなというふうに思いますので、何らかの形でそういった事業も、時間も無いようすけれども、考えてもらえればありがたいなというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、6番熊澤芳潔君の一般質問を終えます。

次に参ります。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 通告に従い、3点ほど順次質問をしたいと思います。

一つ目、非核平和のまち宣言をしている足寄町の取組についてです。

2017年7月国連会議で採択された核兵器禁止条約が、10月25日未明（日本時間）批准した国と地域が発効の要件となる50に達し、条約の規定により90日後の2021年1月22日に発効することが確定しました。

同条約は、核兵器の非人道性を厳しく告発し、その開発、実験、生産、保有から使用と威嚇に至るまで、全面的に禁止して違法化し、完全廃絶までの枠組みと道筋を明記することで、各保有国を一層政治的・道義的に追い詰め、核兵器廃絶へ向けた動きにはずみをつけることは間違いありません。

グテーレス国連事務総長が、「世界の運動が成就した」と歓迎したように、核兵器のない世界の実現に向けて条約制定・批准を働きかけた被爆者やNGO関係者、平和を願う多くの人々の努力の結晶です。

残念なのは、日本政府の姿勢です。国内マスコミからも「日本は保有国と非保有国の橋渡し役になると言い続けているが、一体何をしたというのか」（道新10月26日）、

「重みと責任を唯一の戦争被爆国として改めて自覚すべきだ」（毎日10月27日）と言われるように、唯一の戦争被爆国としての役割そのものが問われています。

足寄町は1995年11月「非核平和のまち」を宣言しています。

広報あしよろナンバー772、13ページに、「これは住民一人一人の生命と暮らしを守るため、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願って宣言したものです。町では、この宣言を通じて次代を担う子供たちへ、平和の尊さを提唱していきたいと考えています。ぜひ、この機会に宣言文をお読みいただき、平和について改めて考えてみてください。」とあります。

以下の件について伺います。

一つ、核兵器禁止条約が発効という新たな状況が生まれています。この件に関して、町長の所見を伺います。

二つ、新しい状況の今だからこそ、足寄町が「非核平和のまち」宣言をしているまちということ、町内外の人々にアピールする看板を設置できないでしょうか。

三つ、「この宣言を通じて次世代を担う子供たちへ平和の尊さを提唱していきたい」とありますが、具体策をお聞きいたします。

四つ目、世界のどこかで、核実験・臨界実験などが行われた場合、町長名で抗議声明を出していただきたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「非核平和のまち」宣言をしている足寄町の取組についての一般質問にお答えいたします。

1点目の核兵器禁止条約発効という新たな状況に関しての所見についてですが、核兵器の開発・製造・使用などを禁じる核兵器禁止条約は、発効の要件となる条約を批准した国が50に達し、令和3年1月に発効することとなりました。

しかし、全ての核兵器保有国や日本が参加しておらず、今後同条約の実効性をいかに確保していくかが課題であるほか、条約の発効

後は唯一の被爆国である日本が大きな役割を果たしてほしいと考えております。

2点目の非核平和のまちをアピールする看板の設置についてですが、以前同様の御質問にお答えしましたとおり、本町ホームページに非核平和のまち宣言を掲載しているほか、毎年広報あしよろ8月号に宣言文を掲載して、町民の皆様に周知をしていることから、新たな看板を設置することは考えておりません。

3点目の、この宣言を通じて次代を担う子供たちへ平和の尊さを提唱していきたいとあるが、その具体策はについてですが、本町では毎年8月にこれまでの戦争で犠牲になられた戦没者を御遺族とともに追悼し、その冥福と平和を祈願するため、戦没者追悼式を行っています。追悼式には足寄高校、または足寄中学校の生徒会長が参加し、追悼の言葉を述べてもらっており、今の平和な社会が貴い犠牲の上に成り立っていることや戦争の悲惨さを学ぶきっかけとなっていると思われるほか、広報あしよろに非核平和のまち宣言文を掲載し、町民の皆様に周知をしているところです。

4点目の、核実験などが行われた場合、町長名で抗議声明を、についてですが、本町が加盟する平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会が、それぞれ会長名で核実験や臨界前核実験を行った国に対し抗議を行っているため、足寄町独自に抗議することは考えておりません。

今後におきましても、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を願い、引き続き町民の皆様に対し、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

○5番（田利正文君） 私が足寄に来て15年になるのです。正確には覚えていませんけ

れども、来たときから、根室を出発して広島まで向かう国民平和進行というものが毎年行われていて、それが足寄町に来たときには私も同行して、町長、それから教育長、それから農協の組合長、商工会などにお邪魔をして被爆者が提唱している核兵器廃絶の国際署名に協力してもらおうとか、募金に協力してもらおうとか、あるいは毎年広島、長崎で行われている原水爆禁止世界大会の会場に掲げられる足寄町長渡辺と書いたペナントを、あるいは議長名のペナントなどを署名いただきました。今年は町職員の方から255筆、それから農協職員の方から63筆、商工会の方から郵送で10筆の署名を頂くことができました。この署名は国連に出された1,260万筆という署名があるのですけれども、その中に含まれております。

こうした全国の取組ですとか、足寄の僕らの小さな取組でしようけれども、核兵器の禁止条約発効という状況をつくり出すための一つの要因になっているだろうというふうに思っています。

その上で、今の答弁を見ますと、どれも全部だめなのですから、この問題を取り上げて私3回目なのです、今回で。

こんな話もありました。前例がない、それから予算がない、他の町村でやっていないというのがあって断られたということも一回ありましたよね。そうやって言われながら、各町村に全部標柱というのでしょうか、非核平和都市宣言のまち上士幌町とか何とかと書いたのが大抵のところ立っているのですよね。足寄だけがないのですよ。それずっと私言い続けてきたのですけれども、今回も考えはないということなのです。

それで、全部一括ひっくるめてこんなことをちょっと、できないと言っているのにまた追いかぶせるようで申し訳ないのですけれども、話をしたいと思います。

その看板の件もそうですけれども、例えば看板はただ標柱だけではなくて、アユミちゃんが入っているようなカラーで、通行人の方

が見てもおっと思うような目の引くような、そういう看板で足寄町が非核平和都市宣言をしているまちだよとかが分かるような、アピールするいいチャンスだと思うのですけれども、そんなこともあえて検討できないかというのが一つですね。

それから、毎年8月に限らなくてもいいと思うのですけれども、これまでは8月に原爆投下された日ですから、子供たちから平和に関する絵や詩を募集して、それを表彰、展示すると、あるいはそれを使って平和カレンダーをつくるだとか、あるいはそれを町民センターで行われる平和ロビーコンサートをやって、そこで展示もするし表彰もするというような一連の取組ができないかということですね。

それから、図書館ができましたので、図書館に平和コーナーを、例えば8月だけでも結構です、設けてもらって、絵本や紙芝居や絵や写真やDVDなどを展示すると。あるいは、読み聞かせもするだとか、そんなこともできないだろうかということですね。

それから、被爆地に千羽鶴というのでしょうか、折り鶴を届ける取組などもその中で一緒に折り鶴を折ってもらうということ、可能ではないかというふうに思うのですね。

それから、平和首長会議にせっかく参加しているわけですから、平和首長会議がこんな運動をしましょうということを提起しています。その提起していることに沿って足寄町でできることを具体化するということは考えてないだろうかというふうに思うのですね。例えば署名を、今言ったような様々な取組の節々に置いておくだとかということも可能だと思うのですね。

それをやるに当たって、先ほど前の議員さんが言っていましたけれども、コロナのための特別委員会みたいなこと言っていましたけれども、これを非核の平和のまち宣言を推進するための特別の実行委員会というのでしょうか、推進する体制を何かどこかでちょこっとつけれないだろうかという気がするのです

ね。そのぐらいしても値のある取組ではないかというふうには私は思っているのですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話ありましたように、ゼロ回答ということではなかったけれども、決してそういうことではないのかなというふうに思っています。やれることではいろいろな形でやっているということなのだろうというふうに思っています。

反核平和に対する思いというのは、今田利議員さんからもお話あったように、いろいろなところで署名を集めても、きちんと集まってくると、それぞれ皆さん方がそういう思いを持っているということなのだというふうに思っています。ですから、今回役場だとか、それから農協だとか、商工会だとかということでお話ありましたけれども、いろいろなところにお話ししてやれば、それぞれ署名というのはきつともって集まってくる。皆さんが、町民の皆さんがやっぱりそうやって反核平和という思いを持っていらっしゃるのではないかなというふうに思っています。

ですから、そういった思いを皆さん持っている中で、いろいろな町として今やっている取組、そういったものを引き続き取り組んでいくということが、これからも反核平和の願いを町民の皆さんに持っていただくという部分になるのかなというふうに思っています。

何点か取り組んでいること、先ほど述べさせていただきましたけれども、そういう取組をそれぞれ今までも営々として取り組んでいるという、そのことはやはり町民の方たちにも十分理解を頂いている部分だろうというふうに思いますし、それから、町外の人たちにはどれだけ伝わるかは分かりませんが、そういうことなのかなというふうに思っているところであります。

今いろいろ看板だとか、いろいろな話もありましたけれども、やはり今の時代で取り組んで、一番いろいろな人たちにも見ていただけるような、そういったものということで

ホームページですとか、それから町民の人たちは必ず広報なども見ていただいていますので広報、そういったところで載せていくことが町民の皆さん方にも理解を頂く、そういった取組になっていくのかなというふうに思っております。看板を掲げても、確かに看板の前を通る方については見られますけれども、ただそのほかの人たちには見られない、見えない部分だとかというのやっぱり出てきますし、そういうことを考えると、ホームページだとか広報などのほうがより有効な形になるのではないかなと思っております。

それからいろいろと絵を集めたりだとか、ロビーコンサートや、それから図書館でのコーナーですとか、いろいろとお話を頂きました。今後の中で、取り組むことができるようなことがあれば、その中でまた取り組むことができるかなというふうに思っておりますので、いつできるかとか、具体的な話はできませんけれども、今頂いたお話、参考とさせていただきます。今後の取組について生かしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今大ざっぱに全部いろいろなことごちゃ混ぜにして、こんなことできないと提案しましたけれども、私の思いつきだけではないのです。これは全部帯広市でやっていることなのですね。ロビーコンサートも平和カレンダーも、それから詩や絵を募って表彰する、展示するというのも全て帯広市ですとやっていることなのです。そして、署名も帯広市で各コミセンに置くとかして集めているのですね。

町長の答弁の中に、核兵器禁止条約を発効という新たな状況に関して所見をといったときに、今後唯一の被爆国である日本が大きな役割を果たしてほしいと考えておりますとありましたよね。そして、その右側のほうに、右側という言い方おかしいかな、核実験に対する抗議声明を出してほしいという話なので

すけれども、平和首長会議あるいは日本非核宣言自治体協議会がそれぞれ会長名でやっているの、町独自には抗議することは考えていませんとありました。それはそれでいいのだと思うのですけれども、それと唯一の被爆国である日本が大きな役割を果たすということについては、国にだけ求めるというのは、それはもちろん分かりますけれども、平和首長会議に参加している、日本でいえばあと5つぐらいしか入っていないだけで、十勝は全部入ってますので、そういうところの自治体がやっぱり一つずつ声を上げていくことが必要だというふうに思うのですよね。

○議長（吉田敏男君） 昼食の時間でありますので、1時まで暫時休憩をいたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

5番田利正文君の質疑から、質問からお願いいたします。

○5番（田利正文君） ダブると思いますけれども、もう一回改めて言い直します。

町長の答弁の中に、戦没者追悼式を行っていますというふうに書いてあって、戦争の悲惨さを学ぶきっかけになっていると、あるいは広報に平和のまち宣言の全文を掲載しているというふうにあります。それでは足りないと思っております。というのは、町議会でも足寄町でも平和非核都市宣言をやったり、町でも宣言をやっているわけですね。そして、広報の中にも書いてあるとおり、この宣言を通じて次代を担う子供たちへ平和の尊さを提唱していきたいという思いがあるのだとすれば、その理念をもっと具体化する必要があるのだと思うのです。先ほど言った、帯広市がやっている細々した実例を挙げましたけれども、あれも毎年毎年繰り返し繰り返しやっているのです。市役所の職員1,000人ぐらいいらっしゃるのですけれども、1人1羽折り鶴を折ってもらったら千羽鶴できるのではないかという提案もされて、議論になったこ

ともあるらしいですけれどもね。つまりそんなようなことが町としてきちんとやるべきではないかという思いがあるのです。なぜかという、まだしつこいですが、足寄町が入っている平和首長会議が10月25日に50国に達したというときに、公開書簡というのを出しているのです。その中に、こうやって、全部は言いませんけれども書いているのですけれども、この条約は核兵器廃絶に向けた確固たる国際規範をつくるものだ。そのことを世界中に広めていきたいと、そのために努力すると。そして、市民一人一人が日常生活の中で平和について考えて行動することを奨励すると。そして、平和文化を市民社会の中に根づかせて平和意識を醸成することにより、平和への大きな潮流をつくりたいというふうに言っているのです。このところは足寄町の宣言などと同じ趣旨だと私思うのですよね。そのことをやっぱり具体化する必要が絶対にあると思っております。

それで、具体化するに当たって、そんなに予算要りません。問題は町長の、よし、これやりましょうという決意だけあればできるのではないかと私思っているのです。こんなこと言うところとちよつとまずいかもしれませんが、温泉をつくりなさいと、そのための決意しなさいというよりはずっと楽だと私は思うのですけれども、そういう具体化をする必要があるのではないかという気がするのです。それで、繰り返しになりますが、先ほど言った看板から始まって、いろいろ細々述べました。全部やれと言いませんけれども、そんなところにもう少し足を、もう一歩シフトを変えて踏み出すということができないだろうかというふうに思うのですけれども、その点改めて伺いたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ちよつと私のほうもちよつと回答としてはちよつと繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、やはり署名の問題などを見ても多くの人たちが

やっただけけるといった部分では、反核平和、そういった願いというのはもうやっぱり一人一人の中にきちんとあるのだなというように思っています。それは当然そういうものが回ってくれば署名するといった部分でちゃんとそこで行動に起こしているということになるのだと思いますけれども、たまたまそういう署名が回ってきたところだけかもしれませんが、ほかのところにもきっと回せば同じようにきっとそういう人たちが多くいて、そのことに賛成をして署名をしてくれるのだろうというように思っています。

そういうことで、町民の人たち一人一人に聞くわけではないですけれども、きっと聞いたらやっぱり平和なまちでありたいと思うだろうし、核だとかそういったものがない、そういう世界に住みたいよねという、そういう思いというのはそれぞれお持ちなのだろうというふうに思っています。そういうことがあって、足寄町として、ではどういうことを取り組むのかといったことで、今いろいろな、そんなに不十分かもしれませんが、取組をしているところであります。

先ほど田利議員さんから帯広市で取り組んでいる様々なことをお聞かせいただきましたけれども、そういう取組も一つ一つ参考になる部分でもありますし、そういう取組をやっているまちもあるのだなということも理解をさせていただきました。そういう中で、やっぱり足寄町としてそういうことがどれだけできるのかといった部分については、田利議員さんからいけばまだまだ不十分だからもっともっとやるべきだということではありますけれども、足寄町として今取り組めること、そういったことでいくと、やっぱり今やっているようなことなのかなというようにに思っています。

先ほども申し上げましたように、この後いろいろと参考にさせていただくということでお話しさせていただきましたけれども、今後の中でそういう取組がまた取り組めるようであれば、また先ほどの例のほかにも、何かも

もっといい、もっといい事例だとかもあれば、そういったことも参考にさせていただきながら取組ができれば、そういったところで取組をさせていただくようなことがあるかなというように思っています。

そういった意味で、いろいろとお話頂きましたけれども、今後も業務の平和活動といたしますか、平和運動といたしますか、そういったような取組を今後進めていく上での参考とさせていただきたいなというように思っているところであります。御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） しつこくは述べません。町長が参考にさせてもらうと言ってましたので、足寄町が加盟している平和首長会議が提起している方向で各自治体が宣言にあるみたいに平和意識を醸成する、そういう取組になるようにする必要があるのだというふうに私は思っているのですね。町長今また答弁で繰り返し言われましたけれども、戦没者集会やっている中でと言いましたけれども、それだけでやっぱり足りない、改めてまた言いたいと思います。さらに、宣言で首長会議が言っているように、あるいは足寄町の平和の宣言での趣旨があるように、その理念をどうやって具体化するのか、繰り返し繰り返しやらなければだめだと思うのです。

いろいろな事例がありますけれども、分かっているだろう、普及してきているだろうでは多分進まないだろうと思うのですね。やっぱり繰り返し繰り返しそのものに触れることによって、町民一人一人の認識が変わっていくということに思うのです。そんなこともあると思いますので、ぜひそのことを含めてぜひ具体化をしていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。2点目です。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症が広がっていま

す。足寄町での感染は今のところ報告されていませんが、多くの町民の方が心配し不安を抱えています。

十勝医師会では、管内18町村中17町村でPCR検査をできる体制を取ったと報じられています。

以下の件について伺います。

町民が具合が悪くなったとき、かかりつけ医に電話をと言われていますが、町内の3医療機関ではカルテのあるなしにかかわらず、かかりつけ医としての対応はしてくれるのでしょうか。

二つ目、保育所、児童館、学童保育所、学校、高齢者施設等で感染者が出たときのことを想定して、準備をしておく必要があると思うが、町としての対応は。

三つ目、道が十勝全体から受け入れる宿泊施設（ホテル190床）を確保し、11月30日から受入れ可能と報じられましたが、単身者や車のない高齢者などが感染した場合、帯広市の宿泊施設や病院へ行かなければならなくなるが、この場合、ほかの人への感染を防ぐため公共交通機関は使えないと考えます。町として何らかの対応・支援があれば町民の皆さんも安心できると思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の新型コロナウイルス感染症対策についての一般質問にお答えいたします。

1点目の町内の3医療機関ではカルテのあるなしにかかわらずかかりつけ医としての対応をしてくれるのかとの御質問ですが、現在国では発熱等の症状のある方の相談、受診の流れについて、まずはかかりつけ医の地域で身近な医療機関に電話相談をすること、相談する医療機関に迷う場合には、受診相談センターに相談することとしております。具体的には、疾患等があり日頃から通院している医療機関がある場合は、まずそのかかりつけ医に電話相談をしていただくことが基礎疾患の症状判断と併せて迅速な対応につながると考

えられます。また、かかりつけ医がない場合においては、原則として北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターに電話相談していただきますと、経過や症状の聞き取りが行われ、受診が必要な場合については、適切な医療機関を紹介するなどの対応をしていただけることとなっております。

なお、地域の身近な医療機関に電話相談していただいた場合においても、症状などを聞き取り、適切な受診や相談先紹介等の対応をしていただけることとなっております。

2点目の保育所、学校、高齢者施設等で感染者が出た場合を想定しての準備についてですが、現在北海道内では感染拡大が続いており、誰もが感染するリスクがあることから、本町においては、感染症が発生した場合に備え、施設内の消毒等に必要な消毒液やアルコール、手袋、ガウンなどの物品の確保を行っております。また、高齢者施設等への対応として、感染症に係る介護事業所説明会を開催し、防護服脱着実技の学習や意見交換、厚労省から発出されている感染対策の手引きや感染症発生机上訓練について周知を行っております。なお、高齢者等複合施設については、9月補正予算において、簡易陰圧装置設置工事の予算を議決いただいております、現在発注をしているところです。

そのほか、町内栄養士会において、病院や高齢者施設で感染者が発生した場合における入院患者、入所者への食事提供について、協議を重ねており、現在町内の各施設が協力して食事を提供する仕組みが整っております。

町内事業所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合におきましては、保健所の指導の下、各事業所などと連携を図り、できる限りの対応をしてまいります。まずは感染予防に向けて各事業所と連携を図ってまいります。

3点目の単身者や車のない高齢者などが帯広市の宿泊施設や病院へ行く場合の交通手段についてですが、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合につきましては、議員仰せ

のとおり、感染拡大防止のために公共交通機関の利用はできませんので、傷病者が自力で受診や宿泊療養施設に移動できない場合については、保健所が搬送等の対応をすることとなっており、緊急性が高い場合等については、保健所から依頼を受け消防署で搬送対応することとなっております。また、本町におきましても、保健所から依頼があった場合については連携して対応してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、田利議員の2点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
5番。

○5番（田利正文君） 今の答弁を聞きましたら、町内の3医療機関でも対応はしてもらえするというふうにとっていいですね。分かりました。

そのことについて、広報だとかで一般町民の方に、かかりつけ医があるけれども、いつもかかっているところちょっと違うだとか行きにくいとかいろいろあれば、国保病院に電話してもいいですよ、きちんと対応しますよということを周知してほしいという気がするのです。これされてましたか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。
○福祉課長（保多紀江君） このかかりつけ医を通して受診をするということは、ホームページのほうには周知をさせていただいているのですけれども、今度年末に向けて相談窓口ですとか、そういうものをまとめたものを新聞チラシで周知をする予定となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 私より10歳上だったら81歳だと思えるのですけれども、そういう女性の方、男性の方もいましたけれども、ホームページに載ってるからとよく言われるのだけれども、僕ら分からないと言いますね。ホームページだけではなくて、紙で欲しいなと言っていましたので、そういう町民の方

もいらっしゃるということ念頭に置いて対応していただきたいと思います。

それともう一つは、国保病院でPCR検査が今はできるのでしょうか、あるいはできるようになるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） ただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

当院では現在PCR検査の検体採取、こちらは実施しております。プラス、抗原検査の定性検査という検査と二通りを実施をしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） すみません、ちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、できる体制にあるということいいのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 新型コロナウイルス感染症の検査方法は一般的にPCR検査と言われるものがあります。こちらについては、うちの病院で検査ができるわけではなくて、鼻咽頭ぬぐい液というもので検体を採取しまして、それを保健所のほうに送ると、保健所の方が取りに来るというような流れになってございます。

抗原検査というのは、キットでインフルエンザの検査みたいな感じのキットで検査をすると、そういったものの二通りがあるということです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） それは希望者ができる、あるいはドクターに相談してドクターが判断していいといった場合にできる、それはどのくらいかかるのでしょうか、例えば検査の結果が出るまでに。

○議長（吉田敏男君） 事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） PCR検査については、帯広のほうに送りましますので、一日二日ぐらい程度かかるのかなと

思います。抗原検査については、恐らく30分程度で検査結果が出るのかなというふうに考えております。

以上です。

希望者全員ができるかどうかということですが、こちらについては、医師の判断、ドクターの判断で必要だという方に対して検査をするということになってございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 2点目のほうに入りますけれども、たまたま何とか報道ニュースだかに出たのですね。どこでしたか、世田谷かどこかだと思うのですけれども、高齢者施設の施設長さんが顔も出して実名で場所も明らかにして、検査をやったのですね。安全を確保するためということ、やったら職員の中から陽性者が出たというので相当びっくりしたと思うのですけれども、それで改めて入所者と職員と出入りの人たちを全部検査して、我が施設はこんなふうにして安全ですよということを表明するためにやったというのが先駆例として出ていたのですね。そんなことがやっぱり必要なかなと思って、特に老人ホーム、それからグループホーム、町立病院ですね。そこのところの入院患者、入所者でなくて、そこに働いている人をやっぱり先にきちんと検査しておく必要があるのではないかという気がしたのですね。そういう考えはあるかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、職員につきましては無症状の場合というのものもあるのかもしれませんが、例えば濃厚接触者が近くにいたですとか、そのような感染の方が近くにいた場合には休むこともありますし、あとは発熱とか体調が不良のときにつきましては、職員については休むようにというふうになっておりますので、今現在は職員全員というか、老人ホームとか、医療職とかを検査をするという

ような予定はございません。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 考えてないということですね、今のところね。

そうだと思うのですけれども、さっき例で話した施設のところで、そう思っていたのですよ、施設長さんも、うちの職員は大丈夫だと。ところが、社会的検査というのだそうですけれども、そういう施設、足寄町でいえば重要施設のところに働いている人たちのまず検査をやってみたら、案の定出たのですよ。案の定というか、逆ですね。ないと思っていたのが出たのです。ということがあるから、足寄町ではまだ感染者の報告がないと思えますけれども、そういう先手を打っておく必要があるのではないかというのが私の考えです。

それについては、あえてもう一度聞きますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） そういう施設の中で、例えばその施設に入所されている方たちは、そんなに自由に施設を出てどこかに出かけられるだとかということはありませんので、基本的にはその施設の中に入れば一般的には安全というように考えられるところだと思います。

職員はどうかというと、職員はやっぱりいろいろなところに出かける機会も確かにあるということもありますので、どこかでかかるだとかというようなことも考えられないことはないわけでありましてけれども、現状の中では、先ほど福祉課長のほうからも言いましたように、一定症状がある方だとかというときにはきちんと休んだりだとか、それから病院に相談するだとか、そういうことは必要になってきますけれども、現状の中では特に症状等が見られないというような方たちについては、検査をするということを考えておりませんので、施設全体の職員を検査をする、PCR検査をするだとかということは今のところ考えてはいないということでありまして

で、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） これも正確な情報でなくて申し訳ないのですけれども、報道ニュースで出ていたのですけれども、現在内科医をやっている方で国会議員やっている方、自らの集まりに行つて陽性になったのですね。どこでうつったか、いろいろ考えたら、内科医ですから詳しいですよ。そうしたら結局は飛沫感染ではないというのですよ。陽性者のそばにいた人とか、前にいた人が感染していない。なぜ私が感染したかというのを考えていいたら、トイレだということですね。男性の諸君に聞きたいけれどもということですよ。あなたトイレ行って、おしっこをするときに、入る前に手を洗って入りますか、終わったら手は洗いますかと聞いたのです。大抵入る前に手を洗う人がいないそうです、男の方で。そこが間違いなのだと思います。なぜかという、粘膜のあるところから感染するのだと。今一生懸命飛沫感染だといって首から上だけ、目と鼻と口だけをいうけれども、違うのだと、その内科医の方言うのですよ。なるほどな、そういう見方もあるなと思って、ちょっとびっくりして見ていたのですけれどもね。手にウイルスがついたやつをおしっこするときに触りますよね。そういうのをあれするからふん尿からも当然ウイルスが出るのだから、トイレに入った人が次の人が使えば当然それはうつることになるのだと思うのだけれどもと、その人は言うわけです。なるほどなと思いました。

だから、2点目、3点目、全部ひっくるめて言ってしまうのですが、町長の答弁の中で、まずは感染予防に向けての各事業所との連携を図ってまいりますとありますけれども、そのところに今言ったような視点はあったでしょうか。首から上だけではなくて下も今必要なのだという予防の範囲の視点としてあったでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

基本的には、一般的に言われているように、手洗いですとかうがいですとかということの方が一般的な感染予防対策ということでは言われている部分であつて、国だとかでもそういうような発信をされているのかなというふうに思つていまして、基本的には国から発信されているような、言われているようなことをまずは一番基本だということではありますので、そういうことを基本にしながらやってきました。ですから、例えばトイレに行ったときのこと、今、田利議員からお話ありましたけれども、そういったところというのはあまり多分、私のところはそんなに気にしてはいない部分もありますし、ほかのところでもそういうことなのかなというふうに思つています。ただ、トイレ流すときに、蓋を閉めて流してくださいだとかというようなことはよく聞いたことは、聞いていたというか、そういうことはありますけれども、そのほかの部分については、やはり一般的な言われているようなことしか気にしていない部分、気にしている部分というのはそういったところかなというふうに思つています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 1点目とか全部絡んで飛んでしまうのですけれども、いろいろ町民の方が不安に思った、あるいはそういう症状が出たときに相談しますよね。そのときに私のイメージで悪く残っているのは、保健所が人手不足で対応し切れなくて、何回電話してもつながらないと、つながったら、それは大丈夫だからまだいいですとかと言われてはねられるというふうに言つていて、陽性だと言われた方が自宅待機して、そしてあんまり具合悪いから、そばにいる奥さんが電話しなさい、電話しなさいと言うけれども、いや、向こうも忙しいんだからといって遠慮して亡くなつてしまったという例がありましたよね。そういうイメージがどんとイン

プットされているものだから、本当に今帯広の保健所、人手は足りているのか、その辺の情報というのは分かるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 具体的には聞いているわけではありませんけれども、今アパホテルさんだかを借り上げて、比較的軽い人たちの無症状だとかそういった人たちの療養の施設というようなことで借り上げたりとかをしていますけれども、そういったところに今帯広市だとか音更、幕別ですとか、そういったところの職員がサポートにというか、出ていっているという話であります。そこはやはり保健所の職員の方たちもなかなか手が足りなくなってきたという部分で、そういう応援に行っているという形になっていまして、この後、ほかの町村にもそういう応援が来るということで聞いておりますので、一定程度帯広の保健所の職員の方々もずっと春先からずっと延々とコロナ対策というのをやっていらっしゃっていて、非常に大変な状況なのだろうというように思っていますし、そしてそういう施設がまた新たにできると、そこに対する対応をしなければならない職員も出てくるといった部分では、やはり人手不足というか、そこで対応する人、職員がいないと、足りなくなるということで、これからそれぞれの十勝管内の町村だとかにもいろいろと応援のお願いだとかというのは来るということになるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 日本医師会の会長ですとか、東京医師会の会長が何かテレビで連日言っていますよね。医療崩壊にもうなっている、危機だというように相当言っているのだけれども、それを政治のほうが、行政のほうが受け止めてくれないと。なぜすぐ手を打ってくれないのだという話をしているのを聞きまして、僕らとすればそうだなという思いがあるものですから、先ほど保育所とか、

グループホームとか、そういうところの事前の社会的検査という話をしましたけれども、これもこんな話があってすごく気になったのですね。グループホームのまだ動ける人がかかった場合に、陽性者になった場合に、介護とそれからコロナの両方をやらなければならないとなったときに、動けない人ならまだ別ですけれども、動き回れる人、回れるといったらちょっと語弊があるでしょうけれども、動ける人があちこち動いて歩くと大変なのですよね。すごい手間がかかるという話を聞いたのですね。それを例えば足寄で想像すると、グループホームに入っている方でまだ歩ける人が陽性になって、しかもある程度重くなってきたときに、それでもなおかつ動けるというときに、いろいろな問題を起こすだろうと思うのですよ。そのときにマンパワーが絶対に足りなくなると思うのですね。そうになってから、さあ、どうしようといっても多分大変だと思うのですね。そんなことがあったものですから、事前に社会的検査をする必要があるなというのが一つなのです。

それから、もう一つは和歌山県だったでしょうかね。そのころはまだ帰国者・接触者外来でしたか、そこを通さないとPCR検査ができないという国の方針があった頃ですけれども、ある施設で11人ぐらいが出たと、陽性者が。そこにいる職員、入所者、それから出入りする人全部をPCR検査をしたいといったら当然国の方針とは違うからだめですよ。そうしたら、知事が何と言ったかといったら、和歌山県だったと思うのですけれども、和歌山県としては国の方針に従えないとって自らPCR検査を全部やったのですよ、500人近くのやつを。そうしてそれで止めたという例が報告されてましたから、そんなこともあるなと思って、今、答弁の中で、道がとか国がと言いましたけれども、町でもしこの施設のところでそんなことが起きたら、町の機能が麻痺するというようなところについてはやっぱり先手を打っておく必要があるのではないかという思いがありました

て、社会的検査をしたらどうかという話をしたところ。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

3点目に行きます。

三つ目ですけれども、第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。

介護保険の制度がスタートして20年、「家族が支える介護から社会が支える介護へ」を理念に始まったこの制度、保険料を支払っても介護保険が利用できないという、保険合って介護なしの事態がますます深刻化しており、また、保険料・利用料の負担も限界に来ているという声が高齢者の中に広がっています。

以下の点について伺います。

一つ、介護保険制度の充実を求める利用者・事業者の願いをどう受け止めて、第8期計画を策定しようとしているのか、町長の所見を伺います。

2、第8期計画の保険料算定額は幾らか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての一般質問にお答えいたします。

1点目の利用者・事業者の願いをどう受け止め、計画を策定しようとしているのかについてですが、現在足寄町高齢者保健福祉推進委員会において、第8期計画案の検討及び協議をいただいているところであります。本町においては、計画の策定を行うに当たり、町内に居住する要介護1から要介護5の認定を受けていない65歳以上の居宅高齢者から500名を無作為に抽出して、介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施したほか、町内に居住する要支援、要介護認定を受けている方の介護認定調査時に在宅介護実態調査を行って、今後必要と見込まれる介護保険サービスの把握等に努めております。

また、町内の介護サービス事業所を訪問して、意見を伺うなど、サービス提供における現状と課題の把握も行っております。

さらに、自治会及び老人クラブ関係者、社

会福祉協議会、介護サービス事業所、高齢障がい者福祉に関するNPO法人等で構成されております、足寄町生活支援・介護予防サービス提供体制整備推進協議会において、各機関における現状や課題について報告いただき、情報共有を図るとともに必要と思われる生活支援サービス等について意見を伺っております。

今後各調査や会議等で出された貴重な意見等を参考に、限りある資源を有効活用し、安心して暮らせるまちを目指して第8期計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

2点目の第8期計画の保険料算定額についてですが、厚生労働省から提供された地域包括ケア見える化システムを用いて、将来人口や令和元年度の実績と令和2年度の直近の実績をもとに必要な介護サービス提供料を推計したところ、現段階において算定される次期保険料は現在の基準額である5,750円を維持できる見込みとなっております。なお、金額は今後国による制度改正や直近の実績データ等により変動する場合があります。

第8期計画につきましては、今後さらに高齢者保健福祉推進委員会で検討いただいた後、足寄町議会に提案し御審議いただくこととなっておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

○5番（田利正文君） 1点目ですけれども、日常生活圏域ニーズ調査をしたと、そのほかに生活支援サービス等についても意見を伺ったとありますけれども、その中で保険料に対する意見、あるいは高齢者が負担する負担感というのでしょうか、それに対する町側の認識というのは、もしお聞かせ願えればお願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、ニーズ調査というのをしましたが、その中においては、そのような保険料に対する皆様の御意見を伺うような項目はございませんでしたが、自由記載の欄もございしますが、数人やより高いといえますか、負担が多いというようなお答えをされた方はいるかなと思っておりますが、この介護保険料に関しましては、ここ何期か継続して同額で維持しておりますので、皆様に御理解いただいて負担していただいているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 調査の中にそういう項目はないというのは分かりました。

町の側として、高齢者がこれは高いよなと思っているかどうか分かりませんよ、適正だと思っているかもしれませんけれども、そういう負担感について町側としてどう思っているのかについての答弁ありませんでしたよね。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 月額基準額で5,750円となっていますけれども、年金収入がもう少し80万円よりも低い方に関しましては、数年前から国の制度で介護保険料の減額ですかね、をしているところもございしますし、消費税が上がってからは昨年度からかなりの負担の軽減は図っているところもあります。また、足寄町では介護保険料の弾力化というのをやっております、国の基準よりも若干下げた割合で設定をしているという部分もございします。年金生活で大変だとおっしゃる方も確かにいるのかなとは思いますが、自分がいつか介護保険料を、介護保険のサービスを使うときに100%負担するということはまた難しいかなと思っておりますので、そういう互助の考えからいくと御理解いただくしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 足寄町の第1期の保険料3,192円でしたよね。7期の計画書の中に、僕らの年代がピークになる2025年でしょうか、そのときの保険料見込額が7,524円とあったのです。単純にはじくと2.36倍になるのですよね。だから、言葉悪いかな、裕福なある程度金のある方がいいでしょうけれども、国民年金だけだとか、あるいは国民年金プラスちょっとしかないという方、結構いらっしゃると思うのですよね。これは厚生労働省かどこかの調査でしたけれども、年金が5万円以下という人が結構いるのですよね。そういうところにとってはかなりきつい額だと思うのですよ。そういうふうになっていくだろうという、7期のときの計画の予想ですからね、あれですけども、その辺のところはどうでしょうか。そういうふうに行きそうかどうかというのは、今の段階で、3年たった段階で。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 今現在多分前回の3年前に介護保険の次の金額を推計したときには、今回も次の来年からも5,750円で行けるような設計ではなかったかなというふうに思うのですよね。町民の皆様が今多分介護予防に励んでいただいたりとかしているということもございまして、介護に係る費用が低くなっているということもありますので、田利さんがおっしゃった金額までは行かないのかなというふうに推計しております。

あと、低所得の、先ほど年金が5万円とかということもおっしゃっていましたが、所得の段階に応じて金額違いますので、所得の低いとか、あまりない方につきましては、先ほど言った5,750円の半分近くの金額を納めていただくとか、そういうような所得の段階に応じての金額となっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 分かりました。

今の制度ができて20年になるのですね。サービスの利用者数ですとか、事業者数とい

うのは伸びて、それなりにより多くの高齢者の方がサービスを受けられるというか、そういう環境になってきたという点では介護保険料の役割があったのだろうというふうに思います。しかし反面、介護をめぐる厳しい現実もあると、いろいろありますね。人材が足りないだとか、負担が大きいだとか、利用料が大きいだとかというのはいろいろありますけれども、そういったことも否めないというふうに思うのです。それで、身近なところでいけば、私みたいな年代の人たちが年金だけでは食べていけないという方がいらっしゃるの事実です。それから夫婦二人なら今のところ何とかやっていけるのだけれども、もしどっちかが先に亡くなって一人になったら、一人の年金だけではやっていけないと、どうしたらいいだろうというのが、そういう声というのは結構聞きます。男性、女性問わずですね。それが今の実態でないかと思うのですよ。これまた難しい話でしょうけれども、足寄町が幾つになっても安心して暮らせるまち、愛のあるまちというふうに理念として述べてますよね。それを実現するのに、介護保険料だけがどうこうというわけではないですけれども、第8期計画の策定を進めていくときに、その理念の下にさらなる例えば基金を繰り入れる、もちろんやっているのだと思うのですけれども、可能な限り軽減だとか安くできる方法があれば、あればというよりつけていただきたいという思いがあるのですけれども、その辺を町長のほうから最後にまとめてお答え頂いて終わりにしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 介護保険については、町からの繰入れだとかというのはなくて、基本的になくて、その介護保険の保険料だとかそういった、あと国からの補助金だとか、そういったもので賄わなければならないということになっています。以前にも町から繰入れできないのかというような話もちよつとあったこともあったのですけれども、なるべく保険料を安く抑えることをするために町

からの繰入れだとかそういったことができないのかというようなことも以前にいろいろ議論されたこともあるのですけれども、それはやはりこの制度の中でできないということになっているということでもありますので、やはりその中でいけば、保険料の中で賄わなければならないと。そうすると、介護サービスが多くなればなるほど、そこにかかるお金が増えるわけですから、それを保険料をそれぞれの方たちから頂いて、それで何とか賄わなければならないというようなことになりますので、やっぱりどうしてもサービスが増えれば増えるほど負担は大きくなるというようなことになるのかなというように思っています。

そういったこともありますので、やはりなるべく介護予防ですとか、そういったものに取り組みながら、介護サービスになるべくお金がかからないような方法、そういうことを進めることによってそれぞれの個人の負担が少しでも減らせるような、そういったことを取り組まなければならないのかなと。なるべく町民の人たちの負担を減らすためには、そういうことを取り組まなければならないのかなというように思います。

そういったことを今後どう進めていくのかといった部分が、これからの課題にまたなってくるのかなと思いますので、今後もまた介護予防、そういったものに力を入れながら進めていかなければならないかなということで、御理解いただければというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従い、一般質問させていただきます。

質問事項。

地域おこし協力隊について。

2009年に総務省が創設した地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域に住民票を異動し生活の拠点を移した者を、地方自治体が地域おこし協力隊として委嘱。隊員はおおむね1年以上3年以下地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

国が自治体に働きかけ、制度化し、前政権からの地方創生政策とも符合している事業であり、特別交付税措置として、隊員の活動費や隊員の起業や事業承継に対する経費、隊員の募集に要する経費等とが国から支払われます。

現在は全国での受入れが、令和元年度には1,071団体、隊員数は5,503人と増えています。国は令和6年度に8,000人を目標にしているようですが、増加に伴い、任期途中の任務放棄や希望業務と派遣先で課せられる業務のミスマッチ、人間関係などのトラブルもあるようです。

コロナ禍で地方移住への関心が高まる中、この国の制度をいかに上手に活用していくか、足寄町の地域おこし協力隊の現状と課題を踏まえ、以下の4点について伺います。

1、地域おこし協力隊員の現在までの受入れ状況。

2、募集方法とその内容。

3、サポート体制。

4、町として、地域おこし協力隊に求めるものは何か。

お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の地域おこし協力隊についての一般質問にお答えします。

1点目の現在までの受入れ状況についての御質問ですが、平成27年度から現在まで、農業関係で12名、商工観光関係で5名の合計17名を受入れしております。

2点目の募集方法とその内容についての御質問ですが、町のホームページに募集広告を掲載し、内容についてはそれぞれの部署において、協力隊としての活動内容、条件等を記載して募集しております。

3点目のサポート体制についての御質問ですが、それぞれの担当部署において随時協力隊からの相談等を受けており、すぐに対応できる体制を取っております。

4点目の町として地域おこし協力隊に求めるものは何かについての御質問ですが、観光や農業の振興のため、足寄町や町の特産品を全国に広めるためのPR活動を行っていただくとともに、地域の課題等に新たな目線や手法で向き合って、地域と一緒に課題解決に向けた活動に取り組み、足寄町に定住していただくことを地域おこし協力隊に期待しておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番。

○3番（進藤晴子君） 再質問させていただきます。

1番目の隊員の受入れ状況について、今御答弁いただきましたが、17名ですね。この人数ですけれども、全国のちょっと今回調べさせていただいたら、場所によって全然違うらしく、40名ほどのところもあるし、今回足寄町は平成27年度からということで、まだ6年ほどですか、ですが、もっと10年ほどやっていらっしゃるところもありますし、それは一概に言えないのですけれども、それぞれの地域でかなり違うみたいです。募集方法も違うみたいですけれども、隊員の受入れ状況、その17名のうち今現在の隊員は何名いらっしゃるのか。それから、隊員を辞められてから足寄に定住されている方は何人いらっしゃるのか教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

現在協力隊として活動中の方は8名、そのうち農業関係が6名、商工観光関係が2名。それと、残り9名という形で、実は1人の方は任期中に退職されて既にもう町内から離れております。あと1世帯2名については夫婦なのですけれども、この方については足寄町に在住しておりますけれども、就職というか、就労場所というか、勤務している場所が鹿追町で仕事をしております。あと残り6名の方については、足寄町に移住していただき、活動先のところに就職をされた方が2名、自治体職員として採用された方が1名、民間企業に2名、あとは新規起業というか、新規に自分で起業というかな、仕事を起こされた方が1名ということで、全部で17名ということになっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

全国的には定住された方は大体6割ぐらいというふうに、どこかの、専修大学の教授が論文を今年の1月に出されたものがありまして、地域おこし協力隊は地方創生につながるのかということで、チームを組んで、これは一つ目の論文で、その後も事業継承とかいろいろつなげて分析をしていくようでございます。多分これは国から言われているのか、よく分かりませんが。その中にも書いてありましたが、大体6割というふうなことなので、足寄町としても割合としては別に悪くはないのかなという気はいたしますが、その1人退職されたらと、任期途中で退職をされたという方はどういった理由で退職されたのか教えてください。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

いろいろうちのほうもその協力隊とは話し合い、その方はイチゴの栽培ということで協力隊に従事されておりました。

なかなかそのうちの、本来はそこで研修しながら将来というかな、足寄で定住する目

的で来られていたのですけれども、やはりそこは仕事の内容等含めて、やはりちょっとそここのコミュニケーションというか、そういったことがうまくいなくて、やはりちょっと自分として不向きなのかなということをいろいろな形の中で相談しながら、最終的には退職していったということにつながっていったのかなと。ですから、やはり全てが全部マッチングできるかというか、そういうことにはなってほしいのですけれども、やはり協力隊として仕事に従事していく中には、やはり向き不向きというのがやはりあって、そこで自分で判断した結果、辞めて退職されたというふうな形でなっております。ということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

やはり自分の知らない土地に来て、いろいろなその事業を、そこに入ると分かって来ても、そこに中に入っていけばいろいろと不具合が出てくるということで捉えました。

それに追加してですけれども、そういうトラブル、1人しか退職をしてないということはすごいなと私は思うのですけれども、今いらっしゃる方でも退職されて定住されている方でもいいのですが、今までそういったトラブルはなかったでしょうか。

私も先ほど田利委員がおっしゃってましたが、私も13年です、足寄に参りまして。来たときに大変やっぱり困惑した部分がございます。ほんのちょっとしたことです。足寄町のごみの出し方、ごみの分別が非常に難しいという話は私は大樹から来て、大樹とはまた全然違ったのですけれども、そんなこと大したことないだろうと男の方たちは思うかもしれませんが、出したごみが全部だめというふうに言われて、ちょっと裏の方が全部教えていただいたのですけれども、そのときは埋立てまだありましたね。埋立てごみを全部出されて、もう一回分別して、大変恥ずかしい思い

をいたしました。それで、もうやっていけるのかなと、本当に真剣に悩んだ時期がございましたが、やっぱり13年こうしてやっておりますが、そういうことだとか、あと何かほかの町では交通事故とかそういうこともある、なぜなら私も冬道が大変最初怖くて、もういろいろな方に聞いて、ブレーキの踏み方だとか、そういうことも勉強しながらやってきた経緯がございますが、そういったこういう冬の寒いときに慣れていない、そういう交通事故であるとか、そういうことはなかったか、あとイベント中の事故であるとか、そういうことはなかったかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

いわゆる3点目の質問につながっていくのかなと、サポート体制という位置づけになってくるのかなとということで、ちょっとお話をさせていただきたいのですけれども、全くないかといったら、これ多分うそになるのではないかと考えております。

うちのほうとしては、やはりまず最初に仕事の関係、従事していて何か困ったことがないか、何か悩んでいることないかという話をしていく中で問題解決をしたり、いろいろと徐々に徐々に協力隊と、やはり最初は初対面ということもありますので、なかなか溶け込めない部分もあるのですけれども、やはり仕事のことを関係をお話ししながら徐々に徐々にコミュニケーションを取っていく中で、やはりそういった仕事、例えばイチゴであればハウスの中で作業をしていくので、夏だったら高温でもう汗びっちょりかいて、ああという感じという話だとか、やはりそういったことを聞いたり、あとだんだんだんだんと話していく間に、正直言って世間話ではないけれども、身内話みたいな話に相談に乗ったりとかする中で、いろいろな協力隊の悩みだとか思っていることを聞きながら対応していているよというような状況で、

あと事故等とかそういったものは正直言って交通事故だとか、車ひっくり返したとか、そういったことはありません。ただ、ちょっとイベント中に、昨年かな、イベントの片づけ作業中に突風でテントがちょっと飛んできたというか倒れて、それでちょっと頭部にちょっと切ったとか、そういうことは1件ございます。

みんなそれぞれその部署の担当次長含めて、きちんと協力隊のフォローアップも含めながら進めているという状況でありますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

特に表立ったことはサポート体制が十分であるので、ないということに捉えました。

次に、募集方法のことでお伺いします。

ホームページのほうで公募をして応募しているというような、先ほどの答弁でございましたが、この公募で積極的な応募方法ではないように私は感じるのですけれども、本当に足寄町に行きたいという人が自分から手を挙げて来ますか、これで。そこはちょっと不思議なのですけれども、お願いします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 最初の取っかかりというのが農業関係に従事する方だとか、観光振興につながる方をやっぱり募集しているということで案内を、必要な条件含めて記載していております。その中で何人かは問合せで、どういうことを、内容は本当にどういう内容なのか、ちょっと細かい部分まで聞いてくる問合せはありますけれども、最終的には現在協力隊として従事している方の採用させていただいているという内容なので、ホームページの内容が具体的に見やすく分かりやすく、全国の方に見て判断していただけるような材料かということについては、私たちのほうの各部署で発信している内容では理解できるのですけれども、それを見て何

だこれという人も中にはいるかなというふうに思っております。

きちんと答えられたかどうか、ちょっと疑問に残るのですけれども、そういう形でホームページは記載させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 私が知りたかったのは、どの部署がどのような形で公募なら公募、いろいろな形で応募をして、足寄町に来るまでの間に、公募ここに出ました、問合せがありました、電話でではどうぞというわけにはいかないと思うのですよね。電話でまずは問合せが来るでしょう。その後、やはり足寄を見ないと、絶対住めないと思うわけです。そういう面接であるとか、足寄町の案内であるとか、その人一人が足寄町に定住するまでのその流れをちょっと教えていただいているのですか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず最初に、例えば農業従事者として協力隊が必要だということで、その担当部署と協議して、どういったことをするかということになれば、うちで言えば6次化産業に伴う協力隊を求めますよということを条件だとか、あとは勤務労働条件だとか、いろいろな条件を起案して、それで決裁受けてホームページに記載します。記載します、記載したらやっぱり期日がありますので、期日以内に履歴書だとか、その方が、申込み用紙の中にはなぜ足寄町に協力隊として来たいかという、そういう思い、そしてこういうことをしたいよという思い、あとは持っている資格だとか、そういったものが記載する用紙があります。それが送られてきて、そしてそれを内部でまず一次審査という形の中で見させていただいて、それをもって1名であれば1名の方を、次今度面接日を決めさせて、面接するに当たって本人と連絡調整して日にちを決めて、

そして面接をいたします。面接のときには通常、面接官からのいろいろな思いだとか任期中どうするのか、足寄に来たことがあるのだとか、細かいというか、時間に限りはありませんけれども、そういうことを話して面接を終えて、そして採用決定をします。採用の可否をそこでもんで、基本的には採用するよということになれば本人に通知して、一度一回来てもらいながら、もうちょっと細かく話し合うときもあったり、あと本人がもうちょっと余裕があって休むというかな、それでちょっと足寄町を見て回りたいというのであれば、見て回って、またもとの職場にということか、もとの勤務先ということか、もとのいたところの住所に戻ったりということで、最終的には何月何日から来ていただきたいよということになったら、そこで今度うちはその前に住宅の確保だとか、いろいろなことを相談して、そして引っ越ししてきていただく。それが一つの流れになっているような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

最終的に面接まで、第二次審査ですか、その面接まで行って、最終的にはどなたが決定されるわけですか。決定権はどなたが持っているのでしょうか。

それと、面接をするに当たって、おいでいただく、全国から来る交通費は全部支払われますか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 二次面接の最終決定については副町長になっております。

交通費については、自己負担となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

自己負担ですね。では、全国から来るのはなかなか大変ですね、北海道までね。分かりました。

もう一つ、募集方法のところ調べていくうちに、これは経済産業省とそれから事業引継ぎセンターというのが、平成28年度までに各都道府県、47都道府県に最終的に設置をしまして、北海道は札幌にございます。その経産省の事業引継ぎセンターと、この地域おこし協力隊は総務省でございますので、総務省の地域おこし協力隊の連携が始まっております。幾つかもうそこで契約取りまとめられたというような話も聞いておりますが、この辺の引継ぎセンターを足寄町として利用されたことはありますか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

そういうセンター等の部分についてのつながりというかな、連携は取っておりません。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

では、次のサポート体制に移らせていただきます。

配置する場所によって、担当する部署がサポートしているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えします。

そのとおり担当部署のほうで対応しております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 国から補助が出ておりますので、国への活動報告というものはあるのかなと普通に考えると思いますが、その辺の事務的なことは隊員がされているのか、それとも行政がされているのか、どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 地域おこし協力隊の財源が特別交付税でございまして、それは総務課の財政のほうから今年度何人雇って、幾らのお金を予算化して決算額が幾らだと、このようなことをしているということで提出をしまして、それが特別交付税としてお金が

3月に入ってきます。

そのほかの活動報告というのは、地域おこし協力隊のいろいろな発表会とか研修会とか、あと東京には地域おこし協力隊を束ねているというか、いろいろ情報交換を行っている地域活性化センターとかそういうものがございまして、そういうところでたまに研修会とかそういうことはやります。そして情報交換がありますけれども、それは義務的なものではなくて、義務となっているのは特別交付税の報告だけでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 報告義務という、そういうものはないということですね。分かりました。

サポート体制の中で、先ほど担当部署がいろいろとお話を伺ったりとかという話をしておりました。そうなのでしょうが、町民としては、私自身もあんまりよく分からなかったのですよね。商工会であるとか、そういう団体に入っていらっしゃる方は分かるのですけれども、どういう方がどのような地域で活動されているのか、その辺のことがちょっと町民に対して広報がちょっと不十分ではないかというようなところがございましたが、その辺のことはどう考えていらっしゃいますか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 地域おこし協力隊の活動内容が町民にどのように周知されているかということとなると、全部が全部ではないのですけれども、部分的には広報に隊員を乗せている場合もありますし、あと原課、部署でイベントだとかそういった、今年ちょっとできなかったのですけれども、昨年度でいけば、イベントに参加していただいて、各活動をしている商品だとか、そういったPRだとか、そういうのも含めて参加していただきながら、町民と接する場面だとか、そういったことを築いているのですけれども、やはりそこでは、改めてこの人地域おこし協力隊でこういうことをやっているという

ような、そういった独自のPRについてはやはり周知していない、している状況ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） あまり積極的には広報はしていないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

国の事業でお金が下りてくるということで、私たちの一般財源から出ているわけではないというのがやはりちょっと根本にあるのかなというふうに私には思ってしまうのですが、これは応募方法のその辺のこともありますが、これは民間、一般社団法人のびびっどさんも移住対策のことをして、町のほうからも支援していただいていると思いますが、その募集方法というか、連れてくるというか、その方法が独特な町なかでも何回も来てもらって、そして食事と一緒にし、そしてそういうところで町民と交流する場所も今まであったわけですね。たまたま私数年前に会ったときに、お食事されてあるお店に行ったときに一緒になりまして、実はこの方バイオリニストなのだよと、もし十勝で教室も開きたいと言っているんだというような、そういうような方たちがいっぱい集まっていて、そうなんだということでそこにいらっしやった町民と意見交換したりとか、十勝管内でもし教室を開くとするとどうなのだろう、帯広辺りどうなのだと、そういうようなたわいないではないですけども、そういう情報交換もしながら、その方多分来てないと思うんですけども、そういうものしながら移住対策をしているというのがびびっどさんのやり方みたいなのですけども、それを私は行政に求めても仕方がないとは思いますが、少し熱のかけ方というか、地域おこし協力隊に対するあれがちょっと関心が薄いのかなという気はしないでもないのですが、積極的に足寄町に来てもらいたいという、そういうお気持ちはありますか、そのサポートも含めてですけども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 地域おこし協力隊の関係でございますけれども、こういう制度でありますから、基本的に財源は国で一定程度見てくれる部分もあって、ぜひこの制度は活用できるものであればぜひ活用しながら、足寄町に人が定住する、それから足寄町にないようなものを、例えば持ってきてもらえるだとか、いろいろな活用の仕方というのがあるのかなというように思っています。そういった部分で、非常に人が定住してくれるという部分もありますし、それからいろいろな部分で人手不足の部分だとかの解消だとかにもつながってくるといった部分もありますし、そういったことでいくと、積極的にという部分はなかなかない部分というのはちょっとあるのですけれども、これを活用しながら多くの人を来ていただきたいなというところは感じています。考えています。

積極的にという部分でいくと、やはりどういうものでどういう仕事に、例えば来てもらいたいだとか、そういったものがやっぱりきちんとある程度明確にしておかないと呼べないというか、来てもらうにも何でもいいから来てちょうだいというのはなかなかそれは難しい部分があって、例えばコンピューター関係が非常に強くて、例えばSNSですか、そういったようなものの発信がもうすごく堪能でできるような人だとか、地域の特産品を開発してくれるような人だとか、何かそういうようなやっぱりある程度の、何と申しますか、こういう仕事に就いてくれるような人に来てくれないかなというようなものがやっぱりある程度表に出さないと、なかなか積極的にPRというか、募集をしていけないという部分もあってあまり大きくは出していない、どちらかというところちょっと消極的といえれば消極的なかもしれませんが、そういう形の中で今まで、そうは言いつつも結構な、全体では17名でしたか、17名ぐらいの方に来ていただいて活動していただいて、そしてうまくいけば皆さんが足寄町に定着をしていただ

けるというようなことになっているのかなというふうに思っています。

今後いろいろな形で、こういう地域おこし協力隊だとかというのを活用しながら、どんな形で募集ができるかはちょっとまだ今のところはっきり分かりませんが、来ていただける方がいれば、ぜひ足寄で活動していただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

今募集方法でこういう方に来てもらいたいとか、昔はこの地域おこし協力隊が2009年に始まる前は、違う名前のいろいろな形の協力隊の体制が日本全国であったというふうに聞いています。それはやはり地元がこういう人来てというのをはっきり示して、そして交渉しながら来たということがありますが、この2009年のこの制度ができてから、逆にそういうのが少し薄れて、人数で採ってしまったり、そういうところでトラブルが起こっている、ミスマッチが起こっているという話も聞いております。この制度をよくも使うも悪く使うも使い方次第というふうに私思いますが、その中で、足寄に見えている方でスキルを持っていらっしゃる方がいらっしゃいますね。例えばお菓子作りであるとか、すばらいと私思うのですね。足寄にどうして来てくれたのだろうというところもお伺いしたいなといつも思っているのですけれども、このスキルを持っている人と持っていない人、報酬は全く一緒ですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

基本的には先ほど言っていた特別交付税の枠内というふうに考えています。その枠内でいくと、非常に月額で言ったら、金額的に言ったら20万円弱ぐらいの金額となっています。人によってはその中でも全然大丈夫ですよと、それだけもらえれば十分ですよと

言っていた方もいますし、やっぱりある程度もう少しないと来れないなという人もいらっしゃると思います。ですから、町としては基本的には特別交付税の枠内でできればなというふうに思っていますけれども、そうでない部分については、例えば農協さんのチーズ作りだとか、そういった部分でいくと、多少農協さんとも話をしながら、農協さんから少しお金を出してもらったりだとか、そういった形の中で一定の金額を出せるような仕組みづくりをつくりながらお願いをしているということで、人それぞれ協力隊の方、基本はそういうことで特別交付税の内、場合によってそのスキルを持っていたりだとか、それからいろいろな事情もあってだとかという部分で、どうしてもぜひ来てほしいなとかという思えるような人だとかという部分では、少し金額が違ったりだとかとしている部分もありますけれども、そういう形で、町の負担としてはそういうことでやらせていただいているということでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

上乘せという意味では、先ほどのスキルのある方、兼業や副業のそういうサポートはどのようにされていますか。結構難しいのではないかと思うのですけれども、時間で区切って、ここからここは兼業、その辺のやりくりとか、その辺のことをお聞かせ願えますか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 基本的には町の今会計年度任用職員ということで採用させていただいております。去年までは嘱託職員という形で採用させていただいていたのですが、今年から制度がちょっと変わって、会計年度任用職員に一本化されたものですから、そういう形で採用させていただいています。ですので、基本的には町の勤務時間となります。勤務時間の中で仕事をしていただいて、あと例えばチーズ工場であったりとか、それからイ

チゴ農園だとか、そういったところでちょっと時間が多少ずれる場合もありますけれども、基本的にはそういう労働時間で働いていただいています。

それ以外の部分、自分の自由な時間、自由に使える時間、そういった部分では副業といいますか、自分のやりたいことですか、自分の今持っているスキルをもっと伸ばしたいとか、そういったものやっていたりとか、そういうものをやっていたりとか、そういう形で活用していただくという形にしております。

ですから、一定程度時間の制約はありますが、それ以外のところは自由に使っていて、いろいろな形で活動をしていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

やはり何となく来てしまったという人は続かないですね。やはりスキルを持っている人、足寄で何かやりたい、自分のスキルを生かしたい、あとは何をしたいか明確になっている方、やはりこういう方でなければなかなか労働力になってしまって、足寄去っていくのかなというふうに、普通に考えてもそう思います。

では、どうしたら定住につながるのかなというところで、ちょっと本の中で大分県竹田市を取組なのですが、ここに後藤さんという方がいらっしゃるんですけど、この方はもちろんその職員でございます。職員なのですが、いろいろな地域セミナーに出て、地域おこし協力隊、移住関係のオンラインセミナーであるとか、今活発にやっていますので、ここに「同市は」、この竹田市ですね、「今年4月から移住コンシェルジュや集落支援員を配置した中間支援組織を立ち上げた」というのが一文が載っていたので、行政でもこういうことができるのだと思って、ちょっとお電話して聞いてみたのです。そうしたら、地域おこし協力隊を支援していく

というのは、行政にはとても大変なのだと、なぜかという、中でどうしても異動がある。丸3年間その人に担当者がついてやるということはほぼもうできない、なのでやはり組織を立ち上げた。でも聞いたら、やっぱり一般社団法人、うちで足寄で言うならばびびっどさんのようなところで人数も10人ぐらいでやって、立ち上げて、そして僕は今観光産業のほうに行っているというようなお話をしておりました。

なので、そういう行政でその地域おこし協力隊を面倒見ると変な言い方ですけども、サポートしていくところで難しいところはございますか、今私の言った以外のことで。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） やはりそれぞれ来られる方、それぞれの思いがあって来られますので、一人一人同じ対応ということにはなかなかないのかなというように思っています。そういった部分では、なかなか一人一人にきちんと対応していかなければならないという、そういう難しさだとかというのはありますし、それからやっていく仕事の中身もそれぞれ違いますので、その人たちの悩みを聞くというのなかなかこれ大変なことかなというように思っています。

そういった意味で、今お話あったように、役場の職員も異動がありますから、ずっと3年間たまたま同じ、一緒に過ごすことができる人もいれば、部署が変わればその人に、今まで一緒にいろいろと悩み聞いていたけれども聞けないだとかということも、やっぱり出てくるのかなというように思っています。ですから、なかなか3年間をきちんと定住するまで、来られてから3年間活動して定住するまでの間ずっと一緒に一貫して面倒見るといいう言い方、サポートするということが、役場の組織の中ではなかなか、きちんとできる人とできない人がいるという部分での大変さというのはあるのかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

町のメリットとしても、この地域おこし協力隊活性化したり、地域の活性化も図れるし、定住につながれば人口の減少にも歯止めがかかるし、そして先ほどおっしゃってました発信力ですね、若い方の。最近の若い人たちはSNSでどんどん発信しておりますし、この間ちょうど1か月ぐらい前に、ドット道東という雑誌がございます。その雑誌の編集長がこの間グランプリを取った。道東の、ここでこういうお店をやっているとか、産業であるとか、そういうことではなしに、人となり視点を当てて、そしてそれを編集していくという、ちょっと変わった、私もまだ読んではいないのですが、それが表彰を受けたということでNHKでやっておりました。たまたま出た写真が足寄の方たちだったんですね。先ほどのチーズの本間さんであるとか、多分あの画面は本間さんの受賞したときのみんなでお祝いをしている、その写真がとってもいい写真が出ていたのです。もう急いでそこに出ていた人にお電話をしまして、よく撮れているわというお話をしたら、その編集長も足寄にたびたび足を運んできていただいているのですと、こんな小さなまちでもいろいろな方たちが、交流次第によってはいろいろな人たちが来るのだというをつくづく思いまして、若い方たちのその発信力、もうフェイスブックでもどんどん発信していきますので、その力を私たちもやっぱり受けたいと思うわけです。それで今日はこの質問をさせていただいているわけですが、ただ行政が地域おこし協力隊を受け入れるとなると、今までも話してましたが、人の問題ですね。やっぱり人数が増えてくると、人をやっぱりトレーニングする、その人一人をこのまちに住んでもらって、慣れて住んでもらってトレーニングして定住を図っていくというのは大変なことではないかと、本当もう何回も言いますが、大変だと思います。

そこで、私最初勘違いしておりまして、移住のことにしましてはびびどさんがやっているというのはもちろん知っていたのですけれども、私地域おこし協力隊も、先ほど言いました縁があってお話をしたということで、びびどさんが委託をされていると思っていたのですが、そんなことしてないよと言われてまして、では行政がやっているのだと、それは大変だなと思って今回の質問につながったわけですが、これはびびどさんとかそういう民間に委託をするということではできないのでしょうか。考えていませんか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども言いましたように、会計年度任用職員ということで地域おこし協力隊の採用をしているという形になっております。その後いろいろなところに行って、町の仕事をやっている人もいれば、いろいろなところで仕事をされているという形になっておりまして、その方たちの基本的にはやはり町の会計年度任用職員ということですので、町がまずは主体になってやらなければならないのかなというように考えているところであります。

ただ、その後のサポート体制だとか、そういった部分というのはちょっとはつきり分かりませんが、町でなければだめなのかどうなのかといった部分、ちょっとはつきり今分かりませんが、そういった部分なども含めて、採用はいずれにしても町がやらなければならないかもしれませんが、その後の体制というのはどうなのかというところは今後ちょっと調査なり研究なりさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

ぜひいろいろな策を練っていただいて、若い有能な方たちを足寄に連れてきていただきたいと思うのですが、地域おこし協力隊のこと調べていくうちに、まず足寄の事業承継の

問題というのがあります。つい1週間か2週間前にあさの食堂さんが閉店されました。もちろんやめるという話は知ってまして、建物も古いのでそれっきりという話もしていたので分かっていたのですけれども、でもあそこのお店にはお客さんがついているという言い方ちょっとおかしいのですけれども、たくさんいらっしゃるのですよね。やめてしまっても、ものがあれば食べさせてくれと来るぐらいの食堂さんなので、とてもそれはもったいないなど。これはあさのさんだけではなく、温泉もそうですね。後継者がいない温泉、芽登であるとか、野中温泉であるとか、いろいろなところ、あと小さなお店、もう事業を引き継いでいくということは商工会も頭を悩ませております。そこにこの地域おこし協力隊、これを制度を使えないかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 事業承継の話はもう商工会の方からお聞きをしていて、今の商工会の今の課題というのは、やっぱり事業承継だよというようなことをお聞きいたしました。実際に後継者が、事業自体がうまくいっていないとかではなくて、事業はきちんとやっているのだけれどもその後後継者がいないということで、自分の代で終わらざるを得ないかなと考えているような人だとか、そういった方もいらっしゃるということで、できればそういう方たちのその後、では次誰がやるのかといった部分、やらないで結局後継者がいなくて終わってしまうのかと、店を閉めなければならないのかというところで終わってしまうのか。その後次に誰かがその仕事をそのまま引き継いでいくのか、そういったようなことがこれからの課題だということをお聞きしていたところであります。

そういった部分では、先ほどのお話あったように、あさの食堂さんもやめられたということをお聞きしました。本当に足寄町の老舗のラーメン屋さんというのか、非常に松山千春もよく食べに来ていたということで、観光

客の方からも足寄に行ったらあさのラーメン屋さんでラーメン食べたとかというような話なども聞きますので、非常に閉店されたというのを聞いてもったいない、もったいないというか残念だなというように感じていたところであります。

ですから、やっぱりそういうお店を、その味を少しでも残すようなことができないかなと、そういったところというのはやっぱりこれからの、いろいろな意味で足寄町にとっての課題なのかなというように思っています。

そういうところに、例えば地域おこし協力隊が活用できないかだとかといった部分についても、すぐにできるかどうかというのは分からないですけれども、例えばたまたまテレビか何かで見たのですけれども、そこに一緒に高齢の経営者の方のところに入って、仕事を教えてもらいながらずっと何年かやっていると、最終的にはその人から引き継ぐみたいなような話みたいなのが、これ地域おこし協力隊ではないのかもしれないのですけれども、そんなことがあって、できればそういう形では若い人たちが入ってきてその店のノウハウを教えてもらいながら、そこでその店をそのまま引き継ぐのか、また自分が新たに新たな店を持つのかというようなことなども、これはできることだったら足寄町にとっては非常にとても有効なお話なのかなというように思っているところであります。

地域おこし協力隊の中でそういうことができるかどうかというのは、まだまだ研究しなければならぬ部分ありますけれども、地域の中に入って定住していただく、そういったことでいくと中身的には、話の中身的には合っている、本来のそういう活動の中身にもなってくるのかなという気もしますので、今後またいろいろな機関と相談をしながら進めさせていただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） そうですね。事業を引き継ぐというのは大変で、やっぱりやりた

いといっても、はい、チェンジというわけにはいかないわけですね。3年間というのはなかなかいいスパンではないかなと、期間ではないかなと私思うのです。1年かけてまちに慣れ、生活をできるように、こここんな寒いところでも私暮らしていけるわという自信を持って仕事も覚えて、あとは事業計画立てて、では起業する、そこを引き継ぐというのは3年間はなかなかいいのではないかなというのは思うので、ぜひぜひ進めていただきたいのと、本当にこれには行政もそうですけれども、行政といろいろなコーディネーターが私はやっぱり必要だというふうに、ここでは私の意見ではなくみんなそう思っていて、日本全国で思っているみたいですが、コーディネーターがやっぱり必要であるというふうに考えますので、それを民間のびびどにするのか、どこにするのか、それは町のやりようだと思いますので、ぜひしっかりと人が定着できるようにしていただきたいと思いますというわけです。

サポート体制で一つだけちょっと気になったこと、これを確認させていただきたいと思います。

先ほどの大学の先生の論文の中に、要は本人たちがどう思っているのか、まちの人がどう思っているのか、簡単に言いますと。アンケートを取ったと。これは朝日新聞2019年3月15日の朝日新聞に載っていたということで、元協力隊員から行政への要望ということで、住民が何を求めているかをもっと掘り下げてほしい。また、隊員を受け入れてからの変化を住民に聞き取って、住民の評価を私たち自分たちはもらいたい、そういう思いがあるということで、これはなぜかという、自分自身も振り返っても思うのですが、ここにまた違った地域に住んでそこで生活していくとなると、自分がそこにいる存在意義ですか、難しい言葉で言うと。何も誰にも期待されていなかったら、たとえ報酬もらっても住み続けるのには困難です、身内も誰もいないところで。私はここに立っているのもそ

ういう意味です。足寄町で自分が生きていく、これから先生きていくためには何をしようかということで私は議員になりました。そういうところをくみ取っていただいて、どうぞ協力隊員の要望、どういうことを思っているのかということをやアンケートを取っていただいて分析というのをしたらいいのかなと、もししていただければ幸いです、やっていらっしゃいますか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えします。

協力隊の方からのアンケートについては特に取ってはおりません。ただし、うちでいけば農業支援に従事している人だとか観光振興だとか、そういった形が正直言ってうちの経済課に協力隊は現在8名おります。その方々の意見だとか聞きながらとか、あとはイベントに参加する、いろいろな町内の催事があればそこにも出向くという形の中で、幅広く自分をPRできる場もあるということもあるだろうし、月に1回うちのほうはやっぱり実績というか、活動報告をきちんと受けていただいております。その中でこういった業務をやっているとか、そういった内容もチェックしながらとか進めていたり、経済課と一緒にあって、今年ちょっとできなかったけれども、宴会というか飲みニケーションみたいな形の中できちんとお話をしながら進めているということもあります。

町民の、自分の存在だとか、先ほど言われた本当に本州というか東京とか香川県から来た、ぽつんとこちらに来るわけだから全然知らないところからぼんと来る方なので、それに対する不安というのはやっぱり持っているし、そういったものをなるべく与えないように、町民との触れ合いだとかそういったものも含めながら、その方の位置づけをしっかりと見ながらサポート体制に努めていってまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ぜひ気持ちをくみ込

んで、お話の中で取れる部分もあるし、そういうアンケートでなければ書けない部分もやっぱりあると思いますので、そこそこ分析をしていって次回につなげていけたらいいのではないかなというふうに思いますのでお願いいたします。

地域おこし協力隊ですけれども、大変プレッシャーもあるかと思えます。そういうプレッシャーに負ける人もいる、何かしてもらえないのではないか。先ほど町民にどんどんアピールしてというような感じで私言いましたけれども、それが逆手になって、逆にあって、何かやらないといけないのではないかと、すごくそれがプレッシャーになっている人も多いというふうに思っております。私たちも名前が地域おこし協力隊なので何かやってくれるのではないかというふうに思う部分もあるかと思えますけれども、長年ここにいっても何もできなかったのに、ぱっと来た人ができるはずもなく、それは本当サポート、協力者であって、やっぱり地域おこしの主体は地域であって私たち町民であるということを私たちは忘れてはいけないかなと、受け入れる側としてというふうに私は今回調べているうちに思いました。

今コロナ禍で今回これもちよっと、もうちよっと後に質問したほうがいいかなと思ったのですけれども、交流も何もできない、人も呼べない状況なので、ですが、先ほど大分県の竹田市の後藤さんにお電話をしたときに、ここはもう随分前からやっているのですよね、地域おこし協力隊を受け入れているのですけれども、2011年の震災ですね、その後にかかりの人が入ってきたと。それはもう入らざるを得なかった、受けざるを得なかったというところが正直なところなのでしょうけれども、何か災害が起こったら人は動くと、今だと思うのですね。今コロナがあって地域にやはり目が向いている。足寄町にあってもインターネットであり光回線ももうつながるようになった。今まで田舎に行ってみたい、住んでみたいと思っても、子供の

いる方、都会にいる方やはり教育問題に関してもすごく心配になります、私もそうでした。そんな田舎に行って勉強はできるかと。今は違いますね。帯広でも何でも大きなそういう塾などはもうオンラインは始まりました。どこでもやはり同じような教育が受けられる世の中になってくるということなのですね。そうすると、地域にもやはり目がどんどん行くと思います。

今、そういう人たちを受け入れる体制を少しずつ取っていくことが、やはり足寄町として大事なのではないかなというふうに私は思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今のコロナのときにやはり3密を避けるべきだとか、人と人の距離を取るべきだとかというようなこと言われていて、都会の中でも別にそこではなくても、例えばパソコンがきちんと使えるのであればほかでも仕事ができるかというようなことなどもあったりとかして、今東京から、今まで東京にいた人が東京からどこか引っ越して、それでもきちんと仕事ができるだとかというような、そういうことで、東京は少し人口が少し東京から流出しているだとかというようなことが新聞などにも載っておりますけれども、そういう時代でありますから、やはり一定の条件が整っているようなところには人が流れていって、流れていってもそこできちんと仕事ができるというような時代になってくるのかなと思いますし、コロナ後どうなっていくのかといった部分は、やっぱりこれからそういう東京でなくても仕事ができますよといった時代になるのではないかなというふうに思っています。

そういった意味で、足寄町でも光ファイバーの整備だとか、それだけではないですけれども、そういう整備などしながら足寄町のどこにいても高速のインターネットが使えるだとか、そういう環境を整えてきていこうとありまして、その中で足寄町に来ても十分に東京にいなくても仕事ができるという

ような形にやっぱりなっていくのではないかと
いうように思っていますし、これはほかの
町でもやっぱりそういうことはみんな今考
えている時期なのかなというように思ってい
ます。

ですから、なかなか足寄町として、では具
体的にこんなことがやれるかというのは
ちょっとまだ今のところはっきり私の中で分
からない部分ありますけれども、そういう時
代にはなっていくだろうというようには思っ
ていますので、その中で足寄町として何が
できるのかというのはやっぱり今後検討してい
かなければならない部分なのかなというふう
に思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ぜひ地域おこし協力
隊の、今の時代だからこそ最大限にこの制
度を活用していただいて、できればコー
ディネーターも考えていただきたい。そし
てそういうコーディネーターを扱うようにな
ってもそれだけではなくて、行政とコー
ディネーター、地域おこし協力隊、そして町
民皆さんがパートナーとなってまちをつ
くっていく、そういう足寄町にしていただ
きたいなというふうに私は切に思います。

最後ですけれども、地域おこし協力隊の
経費は特別交付税で入ってきていますが、
これはもともとは皆さん私たちの税金で
ございます。ですから、もっとシビアに
きっちりとして先ほど分析と言いまし
たけれども、そういうところも含めて
やっていって、よりよい制度にして
いただきたいなというふうに思い
まして、一般質問を終わります。ありが
うございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、3番進
藤晴子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

3時10分スタートといたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を

再開をいたします。

一般質問を続けます。

次に、9番高橋秀樹君。

（9番高橋秀樹君 登壇）

○9番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得
ましたので、一般質問通告書に基づき一
般質問をさせていただきます。

コロナ禍における足寄町のIT、ICT戦
略について。

11月に入り北海道では新型コロナウイルス
が猛威を振るっております。当町にお
いてもいつ感染者が出てもおかしくない
状況であり、予防の徹底が防災無線を
通じメッセージで流されておりますが、
ホームページの情報発信も重要なツ
ールであると考えております。

当町は光カバー率が80%ですが、
農村部にも整備を行うというプロ
ジェクトが動いているところであり
ます。まずはハードがしっかりと
整備されることが重要であり、
町民全員が情報共有できる環境
基盤整備を行うことが急務である
と考えております。

今回の新型コロナウイルスで今後
世界中の生活様式が一変する
可能性を秘めている中、非接
触型のテレワーク、ウェブ会
議、オンライン授業（GIGA
スクール）が今後増加する
と考えております。また、農
業においてもIT、ICTは重
要であり、今後の農業生産
力向上に重要な要素の一つ
と考えております。

今後、足寄町としてIT、ICT
の活用についてどのように考
えていくのか、以下の質
問をいたします。

1、農村地域等の光回線の
事前申込みが12月7日
で締め切られましたが、
その状況と今後について。

2、当町ホームページが
来年にシステム更新と
ともに刷新されるが、
具体的にどのような
変更があるのか。

3、当町においてテレ
ワークが実際に行われ
たが、そのときの状
況、問題点は。また、
今後テレワークの
可能性は。

4、ウェブ会議の開催状況について。

5、高齢者の見守りシステムでの活用を検討する必要性について。

6、小中学生でGIGAスクールについて、進捗状況と今後の活用方法について。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋秀樹議員のコロナ禍における足寄町のIT、ICT戦略についての一般質問にお答えいたします。

1点目の光回線の事前申込み状況と今後についてですが、12月4日現在で目標の400回線は確保できる見込みとなりました。これには整備の可否が未定の公共施設分も含まれており、今後精査が必要となりますが、事業実施に向け大きく踏み出せたものと考えています。

今後はNTT東日本による本格的な調査設計が行われることとなっており、年度内に整備計画をまとめ令和3年度に整備工事、令和4年度から本格的なサービスが開始される予定です。

町といたしましても非常に大切なインフラ整備となりますので、NTT東日本やJA足寄をはじめとする関係機関と連携を深め事業推進を図ってまいりたいと考えております。

2点目の当町ホームページ刷新に伴う具体的変更点についてですが、当町の公式ホームページはシステム更新に伴い来年3月からリニューアルします。町民の皆様を中心に全国からのサイト利用者の利便性を考慮し、情報の分かりやすさ、使いやすさ、魅力の伝えやすさをコンセプトに、利用者ニーズに沿った構成とする予定です。

デザインは利用者が見やすく、たどり着きやすいものとするほか、ラインやフェイスブックなどソーシャルネットワークサービスを活用した情報提供を行うとともに、災害時には迅速に必要な情報を提供できるよう、緊急用画面に切り替わる構成としています。

また、インターネットの利用は、スマートフォンやタブレットなどモバイル端末での利

用が増えていることから、スマートフォン等でアクセスした際はそれに対応して表示される仕組みとし、見やすさ、使いやすさを追求しました。

ホームページのリニューアル以降は、本町のPRや情報発信を広く効果的に行ってまいります。

3点目のテレワーク実施の際の状況、問題点、及び今後の可能性についてですが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、本年4月27日から5月29日までの期間、本町において、出勤者の削減を目的にテレワークの一種である在宅勤務を実施しました。

保育所、看護師などを除く事務系職員の在宅勤務実施率は目標5割程度に対し、大きく下回る26.5%で、窓口対応が必要な部署で職員削減が困難であったこと等が目標を下回った理由であります。特に窓口業務においては対面による対応の必要性、机上のシステム利用やマイナンバー事務など個人情報扱う事務が多く、在宅勤務が困難であったこと、また窓口以外の部署でも行政ネットワークシステムを利用しなければならない事務や個人情報を扱う事務があり、これらの事務がテレワークで対応可能か否かが今後の課題となっています。

テレワークは感染症蔓延防止のほか、災害時等でも必要性が高まると考えられていることから、多方面からの情報収集に努め、新しい働き方ができる環境づくりの調査研究を進めてまいります。

4点目のウェブ会議の開催状況についてですが、コロナ禍での感染拡大防止、密にならない環境づくり観点からオンラインによるコミュニケーション、中でもウェブ会議は既に多くの場所で活用されています。

本町でもウェブ会議の増加に伴い、9月以降は大型モニターを導入するなど環境を整備したところであり、5月以降記録されているもので会議等を84回行っています。

5点目の高齢者の見守りシステムでの活用を検討する必要性についてですが、現在進め

ている光ファイバーによる超高速ブロードバンドサービス未提供地域の整備が進むことにより、広範囲への情報伝達における速度や正確性が向上されることが見込まれ、在宅における見守りシステムの選択肢も広がると考えております。

現在足寄町の高齢化率は40.1%となっており、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加が想定されることからICTの活用は非常に有効であると考えられるため、今後も多様な見守りシステム等の情報収集に努め、当町の地域性に即したシステムの導入を検討してまいりたいと考えております。

6点目の教育関係に関する御質問につきましては、教育委員会教育長から答弁させていただきます。

以上、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から高橋秀樹議員の6点目小中学生でGIGAスクールについて、進捗状況と今後の活用方法についての一般質問にお答えいたします。

今年度国のGIGAスクール構想の方針に基づき、全小中学校の校内通信ネットワーク及び児童生徒1人1台端末の整備を実施しています。

校内通信ネットワークの整備については、大容量の動画閲覧やオンラインテストなどストレスなく一斉に行える環境を構築することとし、工期は令和3年2月26日までとなっております。

タブレット端末の整備については、学校におけるICT教育の充実と家庭等でのオンライン学習の展開を想定し、小学校で303台、中学校で176台を購入し、既に全小中学校に設置済みです。

校内通信ネットワーク整備工事については、一部の機器撤去を残すのみとなり、新たに整備した通信ネットワークを使用できるこ

とからタブレット端末を利用した授業を順次始めているところです。

今後の活用方法ですが、教職員のスキルが求められるため、12月に全小中学校で使用に当たっての研修会を開催します。この間もプログラミング教育に係る研修は随時実施しており、今後も継続して研修する機会を設けてまいります。

なお、タブレットについては基本的には学校での活用を想定していますが、今後新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業となった場合や長期休期間など、家庭に持ち帰っての使用も想定しています。現在家庭での利用ルールを定めたガイドラインの作成について校長会と協議を進めており、完成次第各家庭に周知してまいります。

今後とも学校と連携し、ICT環境の整備、活用に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。高橋秀樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（高橋秀樹君） まずは光回線、1番目の質問です。

光回線を足寄地区に、やはり全域に網羅されなければならないというふうに考えております。今回多くの加入、仮加入申込みがあったようですが、これで全域で網羅されるのか、400件という数字は一つの目標数値であり、足寄町農村地域に何人の人たちがいて、その中の何%をカバーしたものになるのか、まずはお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） ここで若干時間が必要だということですので、暫時休憩をいたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたしま

す。大変お時間を頂きまして、大変申し訳ございません。

NTT東日本から実際に未提供エリアというのがどのくらいあるのかというのを実際のところはお教えいただいておりますので、あくまでも推定でございます。実際今後整備を行っていく地区は約680件でございます。今回400を超えているということなのですが、それが一部法人あるいは教員住宅とか避難所となり得る公共施設等の回線も入ってございますので、実際仮申込みの件数と申しましたら266件、件数ですね、266件となっておりますので、整備する地区に対しまして266件でございますので、今の仮申込みの段階では約40%という整備率になってございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） ちょっと僕の想定していた数字よりかなり低い数字ですね。これで取りあえず全路線に光通信網は整備されるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（松野 孝君） 高橋議員さんの言われる部分、多分御質問としては足寄町が1,400平方キロメートルあって、端は野中温泉ですとかオンネト一のキャンプ場、西は芽登温泉、大誉地は大誉地で上足寄の個人名出しますと川上さんのところとか、そういういわゆる終端というような、線でいえば終端という場所なのですけれども、そこら辺、そこまで例えばオンネト一まで、国道から道道オンネト一線入って野中温泉まで行ってキャンプ場までという、最後のところまで、ここさえ1軒申込みしていただければ螺湾の中継局がずっと線が行くので、後から申し込む方でもその幹線の近くであれば、逆に言ったら3つの柱以内であれば追加工事がなくて、後から普通に入られるというお話なのです。今私も基本的と担当のほうで言ったのは、とにかく端、終端を押さえるよということで、間違いなく芽登温泉さんも早く整備し

ていただきたいというお話頂いたのですけれども、まだ申込みがなかったのでぜひ早く申し込んでくださいということで申込みいただいたり、野中温泉も頂いたり、あと途中で、上足寄の途中のところで申込みなかったので、この部分は公共施設、水道施設ですとか、そういうところでも光回線でデータのやり取りとかしていますので、そういうところで町の施設を申し込んでカバーするというような形で、世帯数は薄いというか密度は薄いのですけれども、端から端まで光回線が整備されて、今後、後から個人負担で加入をするときに多額の費用とならないような整備ということで配慮しておるといような形でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 何となく理解しました。

基本的に、そうしたら末端が全部加入者がいれば、そこには必ずケーブルは必ず通っていくという考え方でよろしいですか。了解です。

オンネト一茶屋、今回新しく親切、来年度ですね、されるのですけれども、そちらのほうも施設として加入申込みはされているのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 経済課のほうの担当のほうにも確認をしていますし、そこにもまた余談になりますけれども、携帯電話の中継局が行きますので、そのための中継局で電波を出すために光回線が必要なもので、そちらのほうでもカバーしている形になっております。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） オンネト一は足寄の日本に誇る大事な観光のスポットだと、そういうふうに思っています。観光客が今後非常に多くなっていくであろうというふうに私は考えております。その中で、やはり光回線が入って、そこにWi-Fiが出て、観光客の

方が情報をいつでも受け取れる状況になって
いただきたいなというふうに思っています。

この先2年後、道道茂足寄原野線、あそこ
螺湾からオンネトーまでの新しく工事が入り
ますよね。で、私考えた中で、国道側から野
中温泉に行くほうと道道の茂足寄原野線で2
回線で走ってくれていたほうが、例えば雌阿
寒岳に何か起きたときに、どっちかの通信
網がダウンしない、絶対的にどっちか片方が
残るであろうなというふうに私は考えていま
すね。その必要性は僕はあると思っている
のですけれども、行政のほうでどのようにま
ず考えているかお聞かせ願いたいと思いま
す。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今、光ケーブルの
回線のダブルトラッキングというか、こっ
ちからとこっちからというお話ですが、と
いうことであれば今回はNTT東日本が主
管でありますので、お客様がいるところ、
ニーズがあるところに回線を送ることな
ので、いわゆるいろいろところで人がい
なくて交通量が激しいところに携帯電
話の基地局をやるとか、また光、線だけ
を引っ張ってくれとかというようなお話
は災害上は非常に有意義で必要だとい
うふうに感じますけれども、今回のNTT
の整備に関してはそこまではやれませ
んというような話でして、本当にお客
さんがいるところだけの整備という形
でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 螺湾から入った
ときに結構奥まで農家さんいらっしゃ
いますよね。それで、末端から茶屋ま
での間の区間で、今回新しく道路が整
備されるに当たって、そこに光ファイ
バーを入れておいたいただけると非常
にありがたいかなというふうに僕的
には考えたのです。

それをやることによって、やっぱり災
害のときに絶対的に有意義なところ
があり得るのかなというふうに思っ
ているのですけれど

も、その辺は今後冬期間でもあそこ
の道路が通れる可能性があるわけじゃ
ないですか。そうすると、オンネトー
茶屋も非常に利用価値が上がって
いく、なおかつ足寄町にとって螺湾
というシオワッカの滝だとかラワン
ブキの圃場があるという、観光道
路になり得る場所をしっかりと整備
していくという考え方に立てば、そ
こに光回線があるということの重要
性プラス先ほど言ったように、災害
のときにも重要な拠点になり得るの
ではないかというふうに私は思ってい
るのですけれども、そのところを強
くNTT東日本に言うことはできな
いのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今回の足寄
町で光整備ができるのは、コロナで
あり国の総務省のほうで2次補正で
502億円だかの地方創生交付金
が出たということで、それが高度無
線環境整備事業ということで、各御
家庭なり人がいるところでWi-Fi
だったり無線環境で使えるような
施設整備についての補助ということ
になっています。なので、本当はも
ういろいろと付加価値をつけていろ
ろやっていたきたいのですけれど、
そこはもう補助上もまたNTTとし
ても、それはもう全く応えることは
できませんと言われると思っています
ので、私どもももそういう要望はし
ていないと。難しいと思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 要望はして
いないということですね。要望はし
ていない。分かりました。

僕は結構これ重要だと思っています
ので、NTT東日本に2系統をここ
から両方ともに通してくれという
要望を出すことは可能だということ
ですよ。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） お答え
させていただきます。

今もともとメタル回線、普通の電
話線がどういうルートで通ってい
るかというのが

ちょっと今お答えできないのですけれども、基本的には普通の電話線を光回線に変えるという話になるので、それが補助事業としての対象になっています。

例えば電話線がそっちのルートも行っていたら、話してみることは、これだから何とかならないかというお話はできるかと思うのですけれども、そこで電話線なり電柱が入ってなければもう話にならないのかと思いますけれども、取りあえずそういうような、議会でもそういうようなお話があったということは担当のほうからNTTのほうに、駄目元で聞いてみることは可能かと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。

基本的にはもう末端が終わっていくので、もうどうにでもなるということでもいいのですね、このところに関しては、光回線は何かなるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 背骨になる大きな線はもう間違いなく端まで行くのです。あと細かな末線まで、今回申し込んでいただければ普通の本当に追加負担はなくやれるのですけれども、後から、線がここまで来ている、電柱3本分以上工事が必要だということが出てきたら、それは追加費用をくださいと言われる可能性もあります。もしかしたらそれはもうサービスしていただけることもあるかもしれないということはNTTさんも言っているのですけれども、というところで、今担当のほうで本当にしらみ潰しのような形で図面を見ながら、ここ人いるのかとか、今は空き家だけでも、将来新規就農者が入るのではないかとかというようなところで、できる限りは見ているというところで、多分ここ入りそうだなというところであれば、例えば上下水道室に相談して、ここ水道のメーターとか水道で何かモニター必要でないでしょうかとか、そういうようなお話もしながらなるべく、あと公共施設であれば避難、防災上の観

点から線をはわせていくとかというような形で、後からお金がかけないような形を最大限今の時点で努力しているところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） よく分かりました。

ぜひともこれ足寄町に、人が住まわれているところには確実に光回線があるという状況を何とかかんとか頑張っていたきたいなというふうに思います。

だけれどもやっぱり266件で40%しか見られていないというのは、ちょっとやっぱり不安な部分がございますね。やっぱり枝線に入っていくときに、その人はもう光が今度通すときにはお金がかかるという状況になりかねないということだという認識でいいのですね。分かりました。

今回の高度無線整備における光サービスで、やはり町民の方案外分かってない方が結構多くいらっしゃるのですね。農家の方でも、一体どうなるんだ、これという質問を受けたりだとか。これ将来的な、こちらにもネットのほう僕調べさせていただいた中ではいろいろなこと書いてあるのですけれども、農家さんにとってこれを、光ファイバーが通ることによって、農家産のメリットというのはどういうことがあると想定されているのかをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今副町長からも言われるように、今回幅広く農村地域ということでの回線・・・、すみません、申し訳ないです、時間取らせて。

今回農村地域ということで光回線導入されることによって、整備されて導入されて、今後の農村部がどのようなことが期待されるかということだと思っておりますけれども、やはり今回整備されることによって、情報化社会につながっていくと。その中で、ホームページのほうにもあったように、搾乳ロボットの導

入だとか、いわゆる今までだったら牛舎に張りつきながらずっといたわけだと思うのですが、それが自分のタブレットだとかそういう周辺機器をもって自宅内だとか家の中でも監視できるとか、そういうメリットだとかあると思っております。

また、あと畑作農家でいけば、スマート農業につながって無人で24時間できるような圃場は数少ないかもしれないですが、そういったことでのメリットだとか、あと農村部においても一般的な生活的な情報だとか、そういったものが素早く見れるとか、そういった形がメリットにつながっていくのかなというふうに思っているし、逆にそういう形の中で利用することによって農村の、今言われる世代交代している若者もうまく使っていくのではないかとというふうな期待を含めながら利用していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうですね。やはり高度通信ができることによって、いろいろなメリットが出てくるのだというふうに私は思っています。

やはり今情報が無いというのは非常に恐ろしい。ブラックアウトのときもそうだったし、東日本大震災のときも情報が得られないというほど自分の置かれている身、どこにどう逃げればいいのかすら分からないという状況の中が起きるといふときがあったときでも、やはり情報が入ってくれば何とか1点の光が見えてくるのだなというふうに思っています。ですから、今回の光回線の、足寄町にとってみれば農村部にも光回線が行って、そしてそれが高度利用をされることによって農家さんにもメリットが出るし、またそこに住まわれている方も同じ情報を得られるのだという安心感というかな、が得られるということは、私は今回のやつは是が非でも全域を網羅させて、例えば移住者が入ってきたときでもその人たちが東京と同じ情報を瞬時に得

られる、もしくは仕事をテレワークでできる環境をつくれるというのは非常にすばらしいなというふうに考えております。これについては非常によろしいかと思っておりますので、どんどん進めていっていただきたいと、そのように思っています。

先ほど副町長おっしゃられたように、多分いろいろなことを想定してやられると思いますので、しっかりとこのまま推し進めていっていただきたいなと思います。

その次の質問に入らせていただきます。

ホームページ、今回刷新されます。先ほどいろいろな通信、SNSと、ソーシャルネットワークと連携をしますよという、そういうお話がこちらに出ておりました。非常にすばらしいなと思います。今回、このコロナによりいろいろな利用者がいたと思うのです。今現状の足寄町のホームページというのは非常に分かりにくいなというふうに思っております。これが多分非常に見やすい形になるのだろうなと。今回コロナのところをクリックしても、何個ですかね、20個ぐらいわっと出てくるのですね。これでどの情報を欲しいのか、ワンクリックで行けないと。いろいろな情報がごちゃ混ぜになっているという状況になっている。これは多分恐らく次のときには改善されるのであろうというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今御指摘のとおり、担当である総務課の課長でございますが、私自身も現在のホームページについては情報へのたどり着きやすさというのがないような気がいたしまして、自分がそのホームページから情報を得たいときも検索をして、検索画面に入力して検索するというような形になっております。

それで当然、町長もお答えいたしました。が、ホームページにつきましては分かりやすさ、あと使いやすさ、いかにホームページを御覧いただく方、訪問者に情報を伝えられる

かということを観点にして、ホームページ作成を今後してまいりますので、今のホームページよりはよいものになっていくのではないかと思います。

あと、ホームページの今回更新に当たって、今いわゆる情報アクセシビリティという言葉ございまして、要するに高齢者、あるいは障がいをお持ちの方であっても、例えば色覚にちょっと障がいをお持ちの方については、現在今のホームページでも白色だとか灰色だとかというふうに色を変えられるのですが、黄色だとか青色だとか、そういう配色にするとともに、あともとのホームページ上には音声の読み上げ機能というのはつけられないのですが、つけませんが、今後ホームページができましたらその中で、そういう音声読み上げ機能のソフトを入れていただければ、新しくなったホームページを読み上げすることができるという機能もあることを周知する予定でもおりますので、現在のホームページよりはさらにより使いやすい、分かりやすいホームページになっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 非常に何か期待をさせていただきます。

これ今現在の数字的なものを聞いても大丈夫かな。当町のホームページにアクセス数というのはどのぐらい月である、おおよそでよろしいので、あるのか。それからどのように、例えば今コロナであればコロナに多分クリックしてコロナの情報を得ようとしている人だとか、ふるさと納税でふるさと納税をクリックしていつているのか、その辺の飛び先も多分足寄町では理解をしていると思うのですが、その辺の何となくの、何となくといったらおかしいですね、形をちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お応えいたします。

現在のカウンターのことだと思いますが、現在のホームページ上にはカウンターについてございません。それで今御質問のありました、例えばコロナ関連の情報をクリックした方は何名いるだとか、それぞれの項目別の情報についての訪問者、カウントは多分情報管理のほうに聞けば把握していると思うのですが、ちょっとお時間頂いてよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 今日終わらそうと思ったのですが、ちょっとまずかったです。

◎ 延会の議決

○議長（吉田敏男君） ここでお諮りをいたします。

本日はこれで延会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日はこれで延会をいたします。

次回の会議は、12月11日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時55分 延会

令和2年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員